

参 考 資 料

I くらし保健福祉部関係

1 令和5年度 くらし保健福祉部主要施策の概要

(1) くらし保健福祉部所管の計画一覧

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県保健医療計画 (保健医療福祉課)	H30. 3 (H30～R5) S62. 6作成 H 4. 6見直し H 9.10見直し H14.10見直し H17. 9-部直し H20. 3見直し H25. 3見直し H30. 3見直し R 4. 3 中間見直し R 5. 3見直し	○本県の保健医療行政の基本的指針 ・保健医療圏及び基準病床数 ・健康づくり・疾病予防の推進 ・患者の視点に立った良質な医療提供体制の整備 ・安全で質の高い医療の確保 ・地域包括ケア体制の整備充実 ・令和7(2025)年に向けた地域の医療提供体制の構築(地域医療構想) ・健康危機管理体制等の整備 ・持続可能な医療保険制度の構築 ・計画の推進方策 根拠：医療法第30条の4第1項 ※R4.3中間見直しは、同法第30条の6第1項	
鹿児島県外来医療計画 (保健医療福祉課)	R2.3 策定 (R2～R5) R5.3見直し	○本県の外来医療計画に係る医療提供体制の確保に関する基本的指針 ・本県の外来医療の現状と課題(外来医療機能, 医療機器) ・施策の方向性(外来医療機能提供体制, 医療機器の効果的な活用) ・計画の推進体制と役割(計画の周知と情報提供, 県や各医療機関の役割について) 根拠：医療法第30条の4第1項	
鹿児島県医療費適正化計画 (保健医療福祉課)	H30. 3 (H30～R5) H20.3作成 H25.3見直し H30.3見直し R5.3見直し	○本県の医療費適正化の基本的な方針 ・医療費を取り巻く現状と課題 ・医療費適正化に向けた目標と取組 (1) 県民の健康の保持の推進 (2) 医療の効率的な提供の推進 根拠：高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項	全国医療費適正化計画 (H30～H35)
鹿児島すこやか長寿プラン2021 (高齢者生き生き推進課)	R3. 3 (R3～R5) H 6.3作成 H12.3見直し H15.3見直し H18.3見直し H21.3見直し H24.3見直し H27.3見直し H30.3見直し R3. 3見直し	○本県の高齢者に関する施策全般の計画 ・健康づくりと社会参加の推進 ・地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組 ・認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保 ・高齢者医療の適切な推進 ・介護給付等対象サービス基盤の充実 ・高齢者の快適で安全な生活の確保 ・介護人材の育成・確保 ・計画の推進対応 根拠：老人福祉法第20条の9 介護保険法第118条	

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
健康かごしま21 (健康増進課)	H25.3 (H25～R5) 〔H13.3 策定 H20.3 見直し H25.3 見直し〕	○本県の健康増進施策に関する計画 ○重要目標 (1)脳卒中の発症・重症化予防と死亡者の減少 (2)がんの発症・重症化予防と死亡者の減少 (3)ロコモティブシンドロームの発症・重症化予防 (4)認知症の発症・重症化予防 (5)休養・こころの健康づくりの推進 ○分野別施策及び目標 根拠：健康増進法第8条第1項	第4次国民健康づくり対策 (健康日本21 (第2次)) (H25～R5)
鹿児島県がん対策推進 計画 (健康増進課)	H30.3 (H30～R5) 〔H20.3策定 H25.3見直し H30.3見直し〕	○本県におけるがん対策の基本的事項を定めた計画 ・全体目標 (1)科学的根拠に基づくがん予防・がん検診の充実 (2)患者本位のがん医療の実現 (3)尊厳を持って安心して暮らせる社会の構築 ○分野別施策及び個別目標 根拠：がん対策基本法第12条	がん対策推進 基本計画 (R5～R10)
鹿児島県障害者計画 (障害福祉課)	H30.3 (R5～R9) [実施計画] ①かごしまいきいき障害者 プラン21 (H15～H19) ②鹿児島県障害福祉計画 第一期 計画期間 (H18～H20) 第二期 計画期間 (H21～H23) 第三期 計画期間 (H24～H26) 第四期 計画期間 (H27～H29) 第五期 計画期間 (H30～R2) 第六期 計画期間 (R3～R5) 第七期 計画期間 (R6～R9)	○障害者施策の基本的方向性を示す計画 ・基本的な方針 (1)地域社会における共生等 (2)障害者差別の禁止 ・重点的に取り組む施策 (1)県民の理解促進 (2)差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 (3)障害福祉サービス提供体制の充実 (4)地域移行の支援 (5)社会参加の促進 (6)まちづくりの推進 (7)障害児の支援 (8)雇用・就業の支援 (9)離島における対策 根拠：障害者基本法第11条第2項	障害者基本計画 (H30～R4)

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県自殺対策計画 (障害福祉課)	H31.3 〈R元～R5〉	<p>○誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県の実現をめざし、総合的な自殺対策を推進するための計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針（5項目） <ol style="list-style-type: none"> 1 生きることの包括的な支援として推進 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進 他 ・基本施策（5項目：全国的に実施） ・重点施策（5項目：本県において取り組むべき課題） <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に対する取組 2 生活困窮者に対する取組 3 被雇用者・勤め人に対する取組 4 子ども・若者に対する取組 5 ハイリスク者（自殺未遂者等）に対する取組 <p>根拠：自殺対策基本法</p>	自殺総合対策大綱
鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画 (障害福祉課)	H31.3 〈R元～R5〉	<p>○本県のアルコール健康障害対策を総合的に推進するための計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止とアルコール健康障害を有する者とその家族に対する支援の充実 ・基本的施策（10項目） 教育の振興等、健康診断及び保健指導、相談支援等、社会復帰の支援 等 ・離島・へき地におけるアルコール健康障害対策 <p>根拠：アルコール健康障害対策基本法</p>	ギャンブル等依存症対策推進基本計画
鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画 (障害福祉課)	R3.3 〈R4～R6〉	<p>○本県のギャンブル等依存症対策を総合的に推進するための計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本理念 県民がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、相談・治療・回復に繋がりやすい環境によって、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が日常生活・社会生活を円滑に営むことができるように支援を行う。 また、ギャンブル等依存症に関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に関する施策と有機的な連携を図る ・基本的な方向性 <ol style="list-style-type: none"> 1 ギャンブル等依存症の正しい知識の普及や相談窓口等の普及啓発 2 誰もが相談でき、必要な相談・医療に繋げる体制づくり 3 回復支援の充実 4 連携協力体制の構築 <p>根拠：ギャンブル等依存症対策基本法</p>	ギャンブル等依存症対策推進基本計画

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県動物愛護管理 推進計画 (生活衛生課)	R3.3 (R3～R12) 〔H19.3原計画〕 〔H26.3見直し〕 〔R3.3見直し〕	○本県の動物の愛護及び管理に関する施策の方向性を示す計画 ・計画目標 「人と動物の共生する地域社会の実現」	動物の愛護及び管理に関する法律
鹿児島県歯科口腔保健 計画 (健康増進課)	H25.3 (H25～R5)	○本県における歯科口腔保健施策の総合的な実施に係る計画 ・全体目標 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小 ・施策及び個別目標 (1) 歯科疾患の予防・口腔機能の維持向上 (2) 定期的に歯科検診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健の推進 (3) 離島・へき地地域の歯科医療・歯科保健の推進 (4) 医科歯科連携・多職種連携の推進 (5) 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備 根拠：歯科口腔保健の推進に関する法律第13条第1項	歯科口腔保健の推進に関する基本的事項 (H24～R5)
鹿児島県社会的養育推進計画 (子ども家庭課)	R2.3 (R2～R11)	○本県の社会的養育を推進するための計画 ・里親等への委託の推進 ・施設の小規模かつ地域分散化等の推進 ・社会的養護自立支援の推進 ・家庭支援体制の充実 ・子どもの権利擁護の推進 根拠：児童福祉法 『「都道府県社会的養育推進計画」の策定について』(平成30年7月6日付け子発0706第1号厚生労働省子ども家庭局長通知)	新しい社会的養育ビジョン
鹿児島県地域福祉支援計画 (社会福祉課)	H31.3 (R元～R5)	○個別計画の上位計画として、地域共生社会実現の施策の方向性等を取りまとめた計画 ・基本理念 地域共生社会の実現 ・支援施策の展開 (1) 安心して暮らせる社会づくり (2) 福祉を支える担い手づくり (3) 地域福祉の推進を支援 根拠：社会福祉法第108条	

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内 容	関連する 国の計画
鹿児島県医師確保計画 (医師・看護人材課)	R2.3 <R2～R5>	<p>○医師偏在指標に基づく医師確保対策の実施により医師偏在の是正を図るための計画</p> <p>1 医師の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 方針 医師少数区域における目標医師数の達成，医師少数スポットにおける医師不足の解消 ・ 施策 医師の派遣調整，キャリア形成の支援，勤務環境改善等 <p>2 診療科別医師の確保</p> <p>医療提供体制等の見直し，医師の派遣調整，キャリア形成の支援，勤務環境改善，養成数の増加等の施策による産科医・小児科医の確保</p> <p>根拠：医療法第30条の4第2項</p>	
鹿児島県看護人材確保計画 (医師・看護人材課)	R3.3 <R3～R7>	<p>○看護人材の計画的かつ安定的な確保・育成に係る計画</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 看護人材の需給推計 ・ 看護人材確保対策 <ul style="list-style-type: none"> (1) 看護の魅力発信 (2) 次代を担う看護人材の養成 (3) 職場定着・離職防止の推進 (4) 就業促進・再就業支援 (5) 看護の質の向上 <p>根拠：独自策定</p>	
鹿児島県国民健康保険運営方針 (国民健康保険課)	R3.3 <R3～R5> 〔H29.11策定〕 〔R3.3見直し〕 〔R6.3見直し(予定)〕	<p>○県と市町村が一体となって保険者の事務を共通認識の下で実施するとともに，各市町村が事業の広域化・効率化を推進できるよう県内の統一の方針を定めたもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 国保の医療費・財政の見通し (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法 (3) 保険料徴収の適正な実施 (4) 保険給付の適正な実施 (5) 医療費適正化の取組 (6) 市町村が担う事務の広域的，効率的な運営の推進 (7) 保健医療サービス等に関する施策との連携 (8) 市町村等相互間の連絡調整等 <p>根拠：国民健康保険法第82条の2</p>	都道府県国民健康保険運営方針策定要領

計 画 (所管課)	計画策定年度 (計画期間)	内容	関連する 国の計画
鹿児島県感染症予防計画 (健康増進課)	H12, 3策定 (H16. 3改定)	○感染症対策を総合的かつ計画的に推進するための計画 ・感染症の発生の予防 ・感染症のまん延の防止 ・感染症に係る医療を提供する体制の確保 ・緊急時における感染症の発生の予防及びまん延の防止並びに医療の提供 ・感染症に関する調査及び研究 ・感染症の予防に関する人材の養成 ・感染症に関する正しい知識の普及並びに感染症の患者等の人権への配慮 ・その他感染症の予防に関する重要事項 根拠：感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針
鹿児島県循環器病対策推進計画 (健康増進課)	R4. 3 (R4～R5)	○本県の循環器病対策に関する計画 ○全体目標 2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び循環器病の年齢調整死亡率の減少 ○施策体系 (1)循環器病予防の取組の強化 (2)離島・へき地を含めた循環器病の医療、介護及び福祉等に係るサービスの提供体制の充実 (3)循環器病患者等を支えるための環境づくり (4)循環器病対策を推進するために必要な基盤の整備 根拠：健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法第11条第1項	循環器病対策推進基本計画 (R2～R4)
成育医療等基本方針を踏まえた計画(R6～R11) (子ども家庭課)	R6. 3 (予定) (R6～R11)	○国の「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」の改定 (R5. 3 予定) を踏まえた計画	成育基本法
鹿児島県困難な問題を抱える女性支援基本計画 (子ども家庭課)	R6. 3 策定予定 (R6～R10)	○困難な問題を抱える女性支援施策の基本的方向性を示す計画 ・基本的な方針 ・施策の実施内容に関する事項 ・施策の実施に関する重要事項 根拠：困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条	困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針

○ 各計画期間の一覧

現行の計画名	R元	R2	R3	R4	R5	R6
鹿児島県保健医療計画 〈H30～R5〉 (保健医療福祉課)			中間見直し		改訂作業	
鹿児島県外来医療計画 〈R2～R5〉 (保健医療福祉課)	策定				改訂作業	
鹿児島県医療費適正化計画 〈H30～R5〉 (保健医療福祉課)					改訂作業	
鹿児島すこやか長寿プラン2021 〈R3～R5〉 (高齢者生き生き推進課)			鹿児島すこやか長寿プラン2021 (R3～R5) 改訂作業			
健康かごしま21 〈H25～R5〉 (健康増進課)					策定	
鹿児島県がん対策推進計画 〈H30～R5〉 (健康増進課)					策定	
鹿児島県障害者計画 〈R5～R9〉 (障害福祉課)				策定		
鹿児島県障害福祉計画 (第三期)						
鹿児島県障害福祉計画 (第四期)						
鹿児島県障害福祉計画 (鹿児島県障害児福祉計画)	(第五期(第一期))	策定				
	(第六期(第二期))				改訂作業	
	(第七期(第三期))					
鹿児島県自殺対策計画 〈R元～R5〉 (障害福祉課)					改訂作業	
鹿児島県アルコール健康障害 対策推進計画 〈R元～R5〉 (障害福祉課)					改訂作業	
鹿児島県ギャンブル等依存症 対策推進計画 〈R4～R6〉 (障害福祉課)				策定		改訂作業
鹿児島県動物愛護管理推進計 画 〈R3～R12〉 (生活衛生課)		改訂作業				
鹿児島県歯科口腔保健計画 〈H25～R5〉 (健康増進課)					策定	

現行の計画名	R元	R2	R3	R4	R5	R6
鹿児島県社会的養育推進計画 〈R2～R11〉 (子ども家庭課)	改訂作業					改訂作業
成育医療等基本方針を踏まえた計画 〈R6～R11〉 (子ども家庭課)						
かごしま子ども未来プラン2020 〈R2～R6〉 (子育て支援課)				中間見直し		
鹿児島県地域福祉支援計画 〈R元～R5〉 (社会福祉課)					改訂作業	
鹿児島県医師確保計画 〈R2～R5〉 (医師・看護人材課)					改訂作業	
鹿児島県看護人材確保計画 〈R3～R7〉 (医師・看護人材課)						
鹿児島県国民健康保険運営方針 〈R3～R5〉 (国民健康保険課)	改訂作業		第二期		改訂作業	
鹿児島県感染症予防計画 H12,3策定 (H16.3改定) (健康増進課)					改訂作業	
鹿児島県循環器病対策推進計画 〈R4～R5〉 (健康増進課)					策定	
鹿児島県困難な問題を抱える女性 への支援基本計画 〈R6～R10〉 (子ども家庭課)					策定	

(2) 主な計画等概要

① 鹿児島県保健医療計画

1 根拠法令

医療法第30条の4第1項

2 計画期間

平成30年度から令和5年度まで

3 基本理念

「県民が健康で長生きでき、安心して医療を受けられる、みんなが元気な鹿児島」
《早世の減少・健康寿命の延伸・QOLの向上》

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 総論	計画の策定、本県の概要、地域診断
(2) 保健医療圏	保健医療圏の役割、基準病床数 等
(3) 健康づくり・疾病予防の推進	健康の増進、保健対策・疾病予防対策の推進
(4) 患者の視点に立った良質な医療の提供体制の整備	医療提供体制の整備、安全・安心な医療提供体制の整備
(5) 安全で質の高い医療の確保	医療従事者の確保及び資質の向上、医療連携体制の構築、疾病別・事業別の医療連携体制 等
(6) 地域包括ケア体制の整備充実	介護サービス等の充実、在宅医療・終末期医療の体制整備、医療と介護の連携、高齢者の支援、障害者・難病患者等の支援
(7) 2025（平成37）年に向けた地域の医療提供体制の構築（地域医療構想）	地域医療提供体制の概要等、人口推計及び医療提供体制の現状等、構想区域と病床の必要量（必要病病床数）、地域医療構想の推進
(8) 健康危機管理体制等の整備	健康危機管理対策の推進、安全で衛生的な生活環境の確保
(9) 持続可能な医療保険制度の構築	医療費適正化の推進、後期高齢者医療制度の円滑な運用
(10) 計画の推進方策	数値目標の設定、計画の推進体制と役割 等

5 基準病床数

病床種別	保健医療圏名	基準病床数	既存病床数	うち療養病床数
療養病床及び一般病床	鹿児島	8,434	11,003	3,580
	南薩	833	2,427	1,088
	川薩	961	1,515	625
	出水	789	993	426
	始良・伊佐	1,976	3,370	1,648
	曾於	522	938	586
	肝属	1,747	1,959	583
	熊毛	214	444	11
	奄美	959	1,714	585
	計	16,435	24,363	9,132
精神病床	県全域	8,046	9,527	
結核病床	県全域	111	111	
感染症病床	県全域	45	45	

② 鹿児島県医療費適正化計画

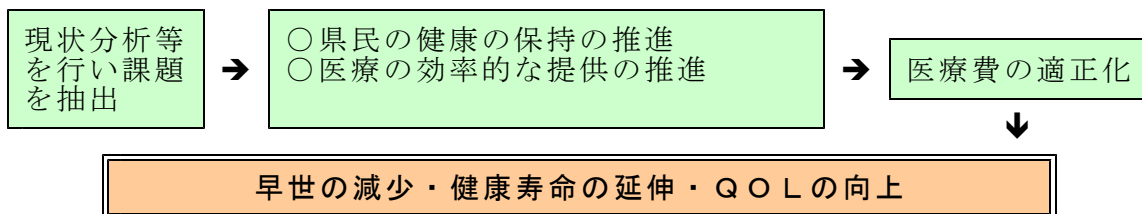
1 根拠法令

高齢者の医療の確保に関する法律第9条第1項

2 計画期間

平成30年度から令和5年度まで

3 計画の推進方策



4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 計画の概要	計画策定の趣旨，他計画との関係 等
(2) 医療費を取り巻く現状と課題	医療費の動向，生活習慣病等を巡る状況，医療の提供体制を巡る状況 等
(3) 医療費適正化に向けた目標と取組	
① 県民の健康の保持の推進	健康意識の向上，生活習慣病等の予防，健康保持推進体制の強化
② 医療の効率的な提供の推進	病床機能の分化及び連携の推進並びに地域包括ケアシステムの構築の推進，後発医薬品の使用促進，受診の適正化及び医薬品の適正使用の推進
(4) 計画の推進	PDCAに基づく計画の推進，計画の推進体制 等

5 目標値

項目	目標
住民の健康の保持の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○特定健診実施率：70%以上 (R5) ○特定保健指導実施率：45%以上 (R5) ○メタボ該当者・予備群減少率：H20年度比25%以上減少 (R5) ○成人喫煙率：12%以下 (R4) ○予防接種率（風しん・麻しん・結核）：95%以上 ○脳血管疾患の年齢調整死亡率：男性22.2以下 (R4) 女性11.5以下 (R4) ○虚血性心疾患の年齢調整死亡率：男性14.6以下 (R4) 女性 3.5以下 (R4) ○糖尿病性腎症による年間新規透析導入患者数 ：13.3以下 (R4) ○がん検診の受診率：50%以上 (R4)
医療の効率的な提供の推進	○後発医薬品の使用割合（数量ベース）：80%以上 (R2.9)

③ 鹿児島県外来医療計画

1 根拠法令

医療法第30条の4

2 計画期間

令和元年度から令和5年度まで

3 計画策定の趣旨

医療法の一部改正に伴い、医療計画の定める事項に「外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項」が追加。高齢者数がピークを迎える2040年に向けた生産性の向上，医師の働き方改革の推進，実効性のある医師偏在対策など，取組強化が求められ，これらの動きや，国の方針等を踏まえ，新たな計画を策定

4 計画の内容

章	主な記載事項
(1) 総論	計画策定の趣旨，計画の位置づけ，計画期間
(2) 本県の外来医療の現状・課題	○外来医療機能について 医療資源の状況，外来医師偏在指標と外来医師多数区域，現時点で不足している外来医療機能等 ○医療機器について 医療機器の保有状況，配置状況等
(3) 施策の方向性	○外来医療提供体制 ・新規開業者に対する情報提供 ・新規開業者への対応 ・協議の場の設置 ・外来医療機能提供体制の整備 ○医療機器の効果的な活用 ・新規購入希望者に対する情報提供 ・医療機器の共同利用に係る計画 ・協議の場の設置
(4) 計画の推進方策	外来医療計画の周知と情報提供 計画の推進体制と役割

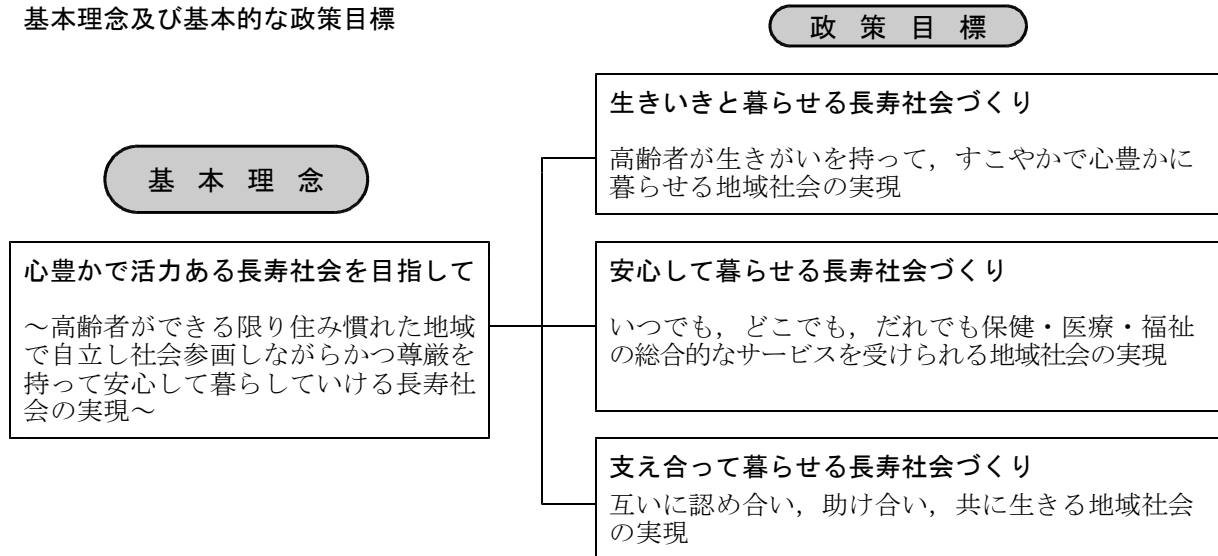
5 外来医師偏在指標

圏域名	診療所 従事医師数	外来医師 偏在指標	全国順位	外来医師 多数区域
鹿児島	702	127.4	35	○
南薩	113	120.4	47	○
川薩	118	125.4	38	○
出水	60	86.7	240	
姶良・伊佐	192	103.8	126	
曾於	41	89.5	229	
肝属	108	97.4	166	
熊毛	15	84.8	257	
奄美	63	105.3	114	

④ 鹿児島すこやか長寿プラン2021

「鹿児島すこやか長寿プラン2021」は、高齢者が住み慣れた地域や家庭で生きがいを持って、すこやかで安心して暮らせるよう、「地域包括ケアシステム」の深化及び推進を図るため、在宅医療・介護連携の推進等の地域支援事業に積極的に取り組み、地域社会全体で高齢者を支える仕組みづくりなど市町村が主体となった地域づくりを進める計画として作成するものである。

1 基本理念及び基本的な政策目標



2 施策の展開

重点目標

・健康づくりと社会参加の推進
 ・地域で高齢者を支える仕組みづくり

主要施策	
①健康づくりと社会参加の推進	健康寿命の延伸及び生活の質の向上を図るため、生涯を通じた主体的な健康づくりや疾病予防の取組の施策を推進します。また、地域づくりの担い手としての社会参加や生きがいづくりなどに取り組めるような環境の整備を図るための施策を推進します。
②地域包括ケアシステムの深化及び推進に向けた取組	「重度な要介護状態となっても、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを、人生の最期まで続けることができる」ために、日常生活の場（日常生活圏域）において、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいが、各地域の実情に応じたかたちで、一体的、効果的、持続的に提供される地域包括ケアシステムの構築及び深化に向けた施策を推進します。
③認知症施策の推進と高齢者の尊厳の確保	認知症になってもできる限り住み慣れた地域で社会参画しながら尊厳を持って地域の人々とともに暮らし続けることができる社会を目指し、認知症の方の状態に応じて切れ目ないサービスの提供を行うこと、国及び市町村の施策との連携を図ること、認知症の人や家族の視点を重視することを基本としつつ、「共生」と「予防」を車の両輪として、総合的に施策を推進します。
④高齢者医療の適切な推進	高齢者にとって安心できる医療の給付など、医療保険制度の安定的な運営を図るとともに、県民の健康の保持や医療の効率的な提供を推進し、増大する高齢者医療費が適切なものとなるような施策を推進します。
⑤介護給付等対象サービス基盤の充実	介護保険財政の安定的な運営や公平・公正な要介護認定の確保により、介護保険制度の持続可能性の確保に努めるとともに、介護サービスの質の確保・向上や多様な介護サービスの提供ができるようにするための施策を推進します。
⑥高齢者の快適で安全な生活の確保	高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で快適で安全な生活を送ることができるよう、高齢者の住みよいまちづくりや高齢者の安全な暮らしづくりのための施策を推進します。
⑦介護人材の育成・確保	高齢者が、質の高い保健・医療・福祉に関するサービスを適時、的確に受けられるようにするため、これらのサービスに従事する人材の育成・確保を図るための施策を推進します。
⑧計画の推進対応	計画を効果的に推進していくための方策を定めるとともに、目標等の進捗状況の把握と適切な進行管理を行います。

3 計画期間

令和3年度から令和5年度までの3か年の計画で、令和5年度に見直しを行う。

⑤ 健康かごしま21（平成25～令和5年度）

個人が主体的に行う健康づくりのみならず、健康に関連するすべての団体が一体となって、県民の健康づくりを支援するための健康づくり計画として、平成13年度に「健康かごしま21」を策定し、平成20年度には改定を行ってきたところであるが、当計画は平成24年度で終了した。

計画の達成状況や「県民の健康状況実態調査結果」等を踏まえるとともに、「健康日本21（第2次）」に盛り込まれた新たな視点等を勘案して、「健康かごしま21（平成25～令和4年度）」を策定した。

令和2年度に新型コロナウイルス感染症の影響により「健康かごしま21」評価指標として活用する国の調査の延期等に伴い、計画期間を1年延長し令和5年度までとした。

- 1 根拠法 健康増進法
- 2 計画策定年度 平成24年度（平成25年3月）
- 3 計画期間 平成25年度～令和5年度
- 4 計画策定の新たな視点
 - 生活習慣病の発症予防に加え、重症化の予防も推進
 - 高齢化の進行に伴う生活の質（QOL）の向上策の一層の推進
 - 社会全体で健康づくりを支援するための環境整備

5 目指す姿

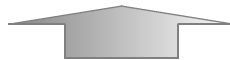
心豊かに生涯を送れる健康長寿県の創造



6 全体目標

健康寿命の延伸，生活の質（QOL）の向上

- ・生活習慣病の発症・重症化予防
- ・要介護状態の予防
- ・健康格差の縮小 等



7 重要目標

- ① 脳卒中の発症・重症化予防と死亡者の減少
- ② がんの発症・重症化予防と死亡者の減少
- ③ ロコモティブシンドローム（運動器症候群）の発症・重症化予防
- ④ 認知症の発症・重症化予防
- ⑤ 休養・こころの健康づくりの推進

8 分野別施策及び目標の設定

国の基本方針等を踏まえ、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」などの5つの基本的な方向とそれに対応した施策及び目標を設定する。

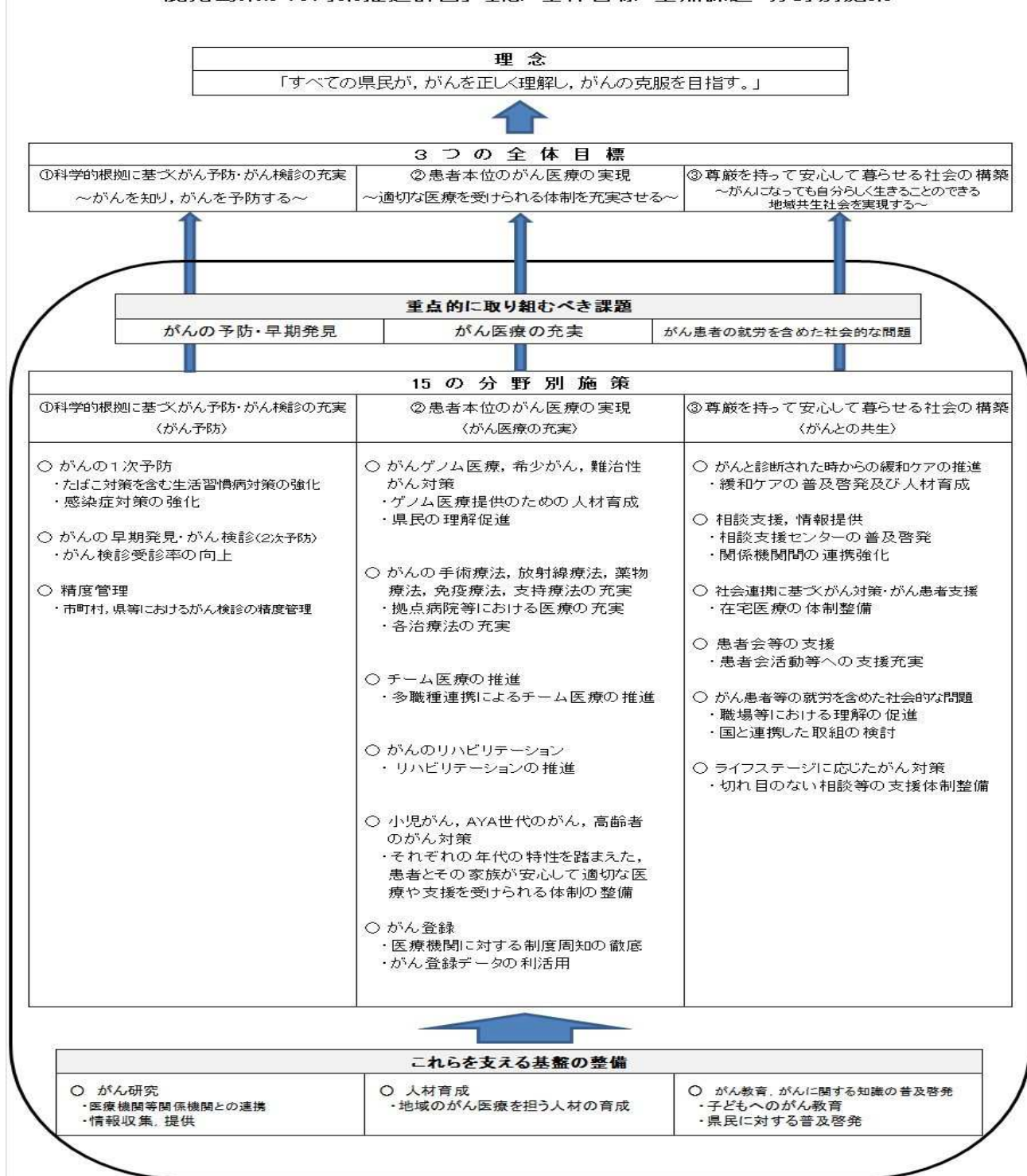
9 目標項目・目標値の設定

50の目標項目について、103の目標値を設定する（再掲を除く）。

⑥ 鹿児島県がん対策推進計画

「鹿児島県がん対策推進計画」は、「すべての県民が、がんを正しく理解し、がんに向き合い、がんの克服を目指す」ため、本県のがん対策の更なる充実のもとより、がん対策の基本的事項を定めて、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されたものである。

「鹿児島県がん対策推進計画」理念・全体目標・重点課題・分野別施策



計画の期間

平成30年度から令和5年度までの6年間とする。

なお、基本法において、「都道府県は、当該都道府県におけるがん医療に関する状況の変化を勘案し、及び当該都道府県におけるがん対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも6年ごとに、都道府県がん対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。」とされている。

⑦ 鹿児島県障害者計画

【目指す姿】 障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくり
〔かごしま未来創造ビジョンの施策の基本方向〕

障害者計画 (H30~R4)

【策定根拠等】
 ・障害者基本法第11条第2項に基づく
 ・国の「障害者基本計画」を基本とし、本県の現状等を踏まえて策定
 ・本県の障害者施策に関する基本的な方向

【基本的な方針】
 ・地域社会における共生等
 ・障害者差別の禁止

【現状】
 ① 本県の現状
 ・障害者の割合が全国で上位
 ・離島における障害者の割合が高い
 ② 新たな視点
 ・H28 障害者差別解消法 施行
 ・H30 改正障害者総合支援法 施行
 ③ 障害者のニーズ(障害者アンケート結果)
 ・医療・保健サービスの充実や障害に対する理解への啓発・相互交流を望む割合が高い

重点的に取り組む施策	分野別施策
県民の理解促進※	生活環境 ・住宅の確保 ・移動しやすい環境の整備等 ・アクセシビリティに配慮した施設の普及促進 ・障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進
差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	情報アクセシビリティ、意思疎通支援 ・情報通信における情報アクセシビリティの向上 ・情報提供の充実等 ・意思疎通支援体制の充実 など
障害福祉サービス提供体制の充実	防災・防犯等 ・防災対策の推進 ・防犯対策の推進 など
地域移行の支援	差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 ・権利擁護の推進、虐待の防止 ・障害を理由とする差別の解消の推進 など
社会参加の促進	生活支援 ・意思決定支援の推進 ・相談支援体制の構築 ・地域移行支援、在宅サービス等の充実 ・障害のある子供に対する支援の充実 など
まちづくりの推進	保健・医療 ・精神保健・医療の適切な提供等 ・保健・医療の充実等 ・保健・医療を支える人材の育成・確保 ・難病に関する保健・医療施策の推進 など
障害児の支援	行政における配慮 ・選挙における配慮 ・行政機関における配慮及び障害者理解の促進等
雇用・就業の支援	雇用・就業 ・総合的な就労支援 ・経済的自立の支援 ・障害者雇用の促進 など
離島における対策	教育 ・インクルーシブ教育システムの推進 ・教育環境の整備 ・高等教育における障害学生支援の推進 ・障害を通じた多様な学習活動の充実
	文化芸術活動・スポーツ等 ・文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備 ・スポーツに親しめる環境づくりの促進、全国障害者スポーツ大会等の開催を通じた障害者スポーツの普及拡大 など

実施計画

障害福祉計画 (R3~R5)
 (障害福祉サービス等の必要量及びその確保の方策等を定める計画)

※命の大切さ等に係る県民の理解促進
 「命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を社会全体で共有し、障害者と障害のない者が、お互いに自然な態度で接することが日常となるように、県民の理解促進に努める。→「県民の理解促進」に記載

⑧ 鹿児島県自殺対策計画

鹿児島県自殺対策計画の概要

基本理念	誰も自殺に追い込まれることのない鹿児島県を目指す
基本認識	<ol style="list-style-type: none"> 1 自殺は、その多くが追い込まれた末の死である 2 年間自殺者数は減少傾向にあるが、非常事態はいまだ続いている 3 地域レベルの実践的な取組をPDCAサイクルを通じて推進する
基本方針	<ol style="list-style-type: none"> 1 生きることの包括的な支援として推進 2 関連施策との連携を強化した総合的な自殺対策の推進 3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動 4 実践と啓発を両輪として推進 5 関係者の役割の明確化及び関係者の連携・協働を推進
基本施策・重点施策	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">基本施策</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">全国的に実施することが望ましいとされている施策</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 地域におけるネットワークの強化 2 自殺対策を支える人材の育成 3 住民への啓発と周知 4 生きることの促進要因への支援 5 児童生徒のSOSの出し方に関する教育
基本施策・重点施策	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 5px; display: inline-block; margin-bottom: 10px;"> <p style="text-align: center; margin: 0;">重点施策</p> </div> <p style="margin-left: 20px;">鹿児島県において対応すべき課題に対する施策 (自殺実態プロフィールより)</p>
	<ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者に対する取組 2 生活困窮者に対する取組 3 被雇用者・勤め人に対する取組 4 子ども・若者に対する取組 5 ハイリスク者(自殺未遂者等)に対する取組
数値目標	<p>平成38(2026)年までに、自殺死亡率[※]を平成27年と比べて30%以上減少 平成27年19.0 → 平成38年13.3以下 本計画期間では、平成35(2023)年までに14.9以下 (保健医療計画の目標値と同じ)</p> <p>※ 自殺死亡率:人口10万人当たりの自殺者数</p>
推進体制	<ol style="list-style-type: none"> 1 鹿児島県自殺対策連絡協議会 (関係機関・団体との連携強化、計画の進捗管理・評価等の実施) 2 鹿児島県自殺対策庁内連絡会議 (全庁的な自殺対策の推進) 3 市町村自殺対策計画の推進 (県自殺予防情報センターによる助言・指導等) 4 その他市町村等への支援の強化 (自殺対策に資する事業に対する技術的支援や助言、人材養成等)

⑨ 鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画

鹿児島県アルコール健康障害対策推進計画の概要

基本理念	アルコール健康障害の発生、進行及び再発の防止と、アルコール健康障害を有する者とその家族に対する支援の充実を図り、誰もが健康で安心して暮らすことのできる鹿児島県を目指す。		
基本的な方向性	(1) アルコールに関する正しい知識の普及及び不適切な飲酒を防止する取組の推進 (2) 誰もが相談できる相談場所と、必要な支援につなげる相談支援体制づくり (3) 医療における質の向上と連携の推進 (4) アルコール依存症者が円滑に回復、社会復帰するための地域づくり		
重点課題	発生予防	→	進行予防
	→	再発防止	
重点課題	1 アルコール健康障害に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるアルコール健康障害の発生を予防 ○飲酒に伴うリスクに関する知識等を普及し、県民自らが発生を予防 ○酒類関係事業者等と連携し、社会全体で不適切な飲酒の誘引を防止		2 アルコール健康障害に関する予防及び相談から治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制の整備 ○地域における相談拠点を明確化した上で、関係機関の連携体制を構築 ○地域におけるアルコール依存症の治療等の拠点となる専門医療機関の整備を促進
目標	①生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している者の減少 ②未成年者の飲酒をなくす ③妊娠中の飲酒をなくす		④地域における相談拠点 ⑤アルコール依存症に対する適切な医療を提供することができる専門医療機関
基本的施策	①教育の振興等 ②不適切な飲酒の誘引の防止 ③健康診断及び保健指導 ④アルコール健康障害に係る医療の充実等 ⑤アルコール健康障害に関連して生ずる社会問題への対応		⑥相談支援等 ⑦社会復帰の支援 ⑧民間団体の活動に対する支援 ⑨人材の確保等 ⑩調査研究の推進等
鹿児島県の特徴的な取組			
離島・へき地におけるアルコール健康障害対策			

⑩ 鹿兒島県動物愛護管理推進計画

鹿兒島県動物愛護管理推進計画（概要版）

※（）内は本編の対応頁

基本的考え方

1. 計画改定の趣旨

（第1章1: p.1）
動物愛護管理法及び国が示す基本指針の改正を機に、これまでの取組状況を踏まえて、動物愛護や終生飼養についての県民の意識向上を図り、犬・猫の殺処分ゼロを目指すため、計画の見直しを行う。

2. 計画の期間

（第1章4: p.1）
令和3～12年度の10年間とし、5年後を目途に見直しを行う。
※鹿兒島県全域を対象とする。

実施推進のための数値目標

（第4章第1節: p.26）

事項	R12年度 目標
犬・猫の譲渡率	70%以上
犬・猫の殺処分頭数 （うち譲渡済の犬・猫）	350頭以下 （0頭）
動物愛護教室等の 延べ参加者数	3,000人以上

↑

事項	R元年度 実績
犬・猫の譲渡率	45.2%
犬・猫の殺処分頭数 （うち譲渡済の犬・猫）	1,074頭 （379頭）
動物愛護教室等の 延べ参加者数	3,155人

現状と課題

（第2章: p.3～14, 第3章: p.15～25）

- ・犬・猫の保護・引取り頭数が2,000頭を超える状況
- ・飼い主のいない猫の引取り頭数が比較的多く横ばいの状況
- ・飼養や譲渡が困難な子猫の引取りの割合が高い
- ・改正動物愛護管理法による犬・猫販売時のマイクロチップ装着の義務化や動物の適正飼養のための規制強化、遺棄・虐待等に対する罰則強化

（第4章第2節: p.27）

- 【数値目標の達成に向けた取組】
- 犬・猫の保護・引取り頭数を減少させる。
 - 返還・譲渡頭数（率）を増加させる。

↓
殺処分頭数の減少

基本的な方針と講ずべき施策等

（第3章: p.15～26）

方針1 動物愛護思想の普及の推進

（1）動物の愛護及び管理の普及啓発

- ・ホームページやSNSを利用した普及啓発
- ・動物愛護教室等の充実

方針3 県民と動物の安全確保

（1）災害対策

- ・市町村や関係団体等との情報共有と協力体制の整備
- ・災害時に備えて準備すべき点について周知

方針4 関係者間の協働関係の構築

（1）人材育成

- ・模範的飼養者の育成
 - ・関係団体や動物愛護推進員の育成と活動支援
 - ・動物愛護管理行政担当者の専門的な知識及び技術習得
- （2）調査研究の推進
- ・動物の愛護及び管理に関する科学的知見等の情報収集

方針2 適正飼養等の推進

（1）適正飼養の推進による動物の健康及び安全の確保

- ・警察等と連携した遺棄及び虐待の防止
- ・動物愛護センターを拠点としたしつけ方教室等の開催

（2）犬・猫の保護及び引取り頭数を減少させるための取組

- ・飼養者に対する終生飼養の更なる啓発、指導
- ・不妊去勢手術、屋内飼養の重要性の啓発
- ・地域猫活動への理解促進と支援

（3）返還・譲渡の推進

- ・マイクロチップや迷子札の普及促進（所有者明示）
- ・SNSやホームページを活用した譲渡情報の発信
- ・犬猫の受け入れが可能な動物愛護団体との協働の推進
- ・ミルクボランティアの支援

（4）動物による危害防止と周辺環境の保全

- ・狂犬病予防注射の徹底及び動物由来感染症予防の啓発
- ・咬傷事故等発生防止のための適正飼養の啓発及び指導
- ・多頭飼育者に対する指導と福祉部局等との連携の強化

（5）動物取扱業の適正化

- ・新たな規制の周知と動物取扱責任者研修会等の開催

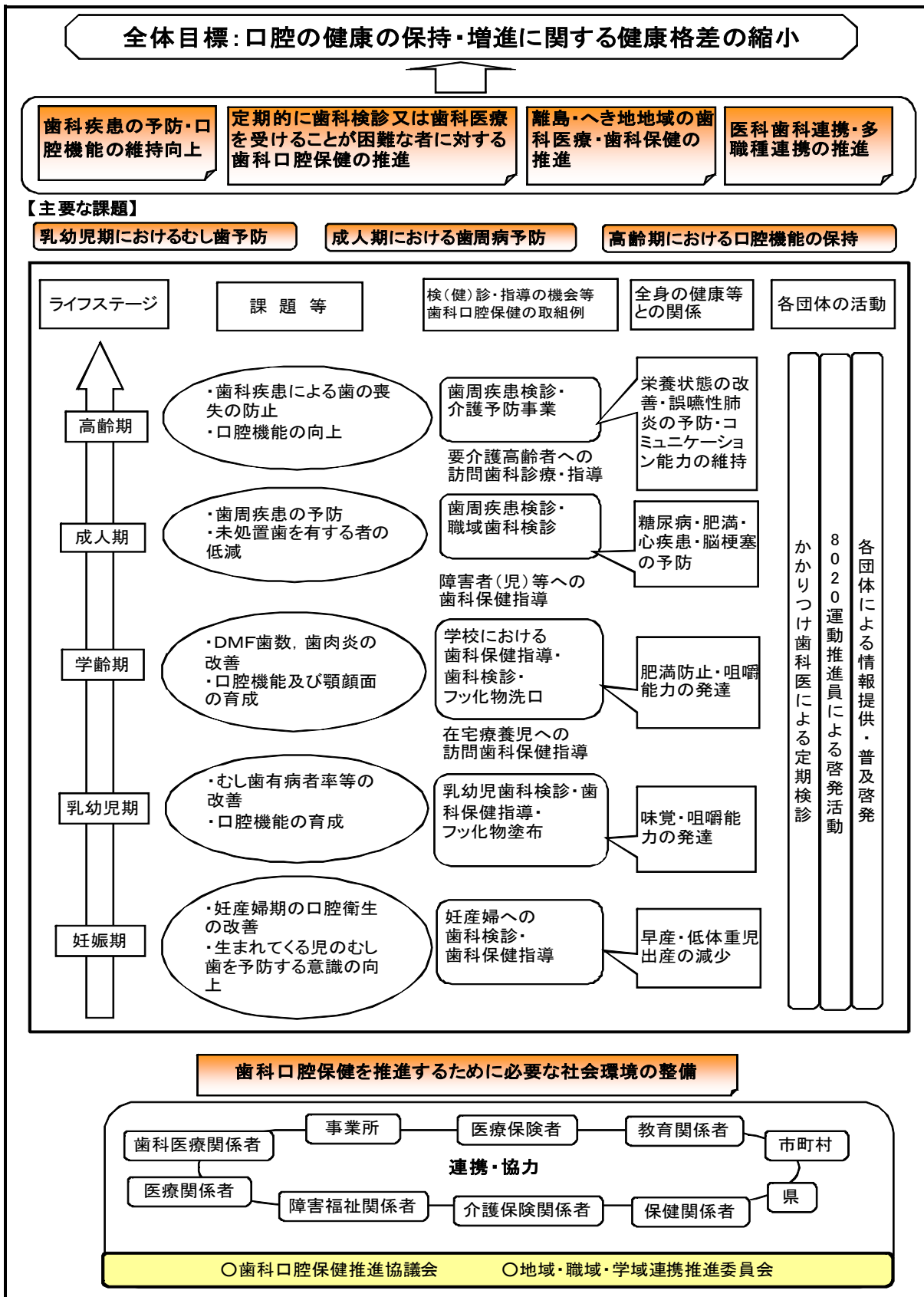
（6）産業動物等の適正な取扱いの推進

- ・関係部局と連携した普及啓発

計画の目標：「人と動物の共生する地域社会の実現」

⑪ 鹿児島県歯科口腔保健計画

歯科口腔保健の推進体系



⑫ 鹿児島県社会的養育推進計画

1 根拠法令等

「都道府県社会的養育推進計画」の策定について
(平成30年7月6日付け厚生労働省子ども家庭局長通知)

2 計画期間

令和2年度から令和11年度まで

3 基本理念

家庭における養育が困難又は適当でない場合には、「家庭における養育環境と同様の養育環境」である里親等への委託を進める。(家庭養育優先原則)

4 計画の内容

本計画では、「家庭養育優先原則」に基づき、里親等委託を推進するとともに、里親等への委託が困難な子どもに養育する児童養護施設等においても、「できる限り良好な家庭的環境」を確保するため、小規模かつ地域分散化を促進するもの

⑬ かがしま子ども未来プラン2020

1 根拠法

次世代育成支援対策推進法，子ども・子育て支援法

2 包含する計画

- ・「母子保健計画について」（平成26年6月17日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）別紙「策定指針」に基づく「母子保健計画」
- ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」
- ・子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」
- ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「母子家庭等及び寡婦自立促進計画」
- ・新・放課後子ども総合プランに係る県行動計画

3 計画期間

令和2年度～令和6年度

4 基本理念

子どもを産み育てやすい鹿児島を目指して ～ 子どもたちの笑顔と未来のために～

5 基本目標

個々人の結婚，妊娠・出産，子育ての希望が，県内のどこにおいても実現できる社会づくりを推進し，少子化に歯止めをかけるとともに，次世代の育成を支援します。

6 施策体系

施策の方向	基本施策
1 結婚，妊娠・出産の希望を実現できる社会づくり	(1)総合的な結婚支援の推進 (2)健やかな妊娠・出産への支援 (3)周産期医療・小児医療の提供体制の確保
2 安心して子育てができる社会づくり	(1)社会全体で子育てを応援する気運の醸成 (2)地域における子育ての支援 (3)保育士等の人材確保 (4)子育て世代の経済的負担の軽減 (5)子どもが安全で安心して暮らせる地域社会づくり
3 子どもの夢や希望を実現する環境づくり	(1)知・徳・体の調和のとれた教育の推進 (2)安全で安心な学校づくり (3)特別支援教育の充実 (4)幼児教育の充実 (5)郷土教育の推進 (6)家庭教育の充実 (7)次世代をリードする人材の育成
4 子どもたちが未来に希望を持てる社会づくり	(1)児童虐待防止対策の充実 (2)医療・食・教育で格差のない社会づくり (3)母子家庭及び父子家庭並びに寡婦の自立支援 (4)子ども・若者を育てる環境づくりの推進 (5)子ども・若者の社会的自立の支援 (6)社会的養育の充実・強化
5 ライフスタイルに合わせた働き方ができる社会づくり	(1)良好な雇用環境の整備とワーク・ライフ・バランスの推進 (2)仕事と子育ての両立のための環境整備の促進 (3)雇用の場の確保

⑭ 鹿児島県地域福祉支援計画

【計画の概要】

1 根拠法令

社会福祉法

2 計画期間

令和元年度から令和5年度まで

3 基本理念

誰もが役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティが育成され、公的な福祉サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる地域共生社会の実現

4 支援施策の展開

	項目	主な記載内容
I 安心して暮らせる社会づくり	高齢者・障害者・子育て等に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ニーズに対応した公的サービスの充実
	生活困窮者への支援	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援制度に基づく支援 アウトリーチ等による早期把握、制度の周知や関係機関等ネットワーク構築 任意事業の実施による包括的支援の県下全域での展開 子どもの貧困対策を含む生活支援対策の推進
	権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> 人権教育、啓発の総合的かつ効果的な推進と人権に関する相談体制の充実 差別解消のため、障害者差別解消及び条例に関する県民の理解促進 成年後見制度の活用促進 福祉サービス利用支援事業の利用促進 高齢者等への虐待防止の普及啓発、事業者等への研修や関係機関との連携強化
	福祉サービスの質の向上	<ul style="list-style-type: none"> サービスの質の評価や情報提供の推進 社会福祉法人及び社会福祉施策等への適正な指導監査 福祉サービスの相談支援体制の整備
	福祉のまちづくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> 障害者等に配慮した総合的なまちづくりや公共的施設等のバリアフリー化の推進 障害者等の日常生活を支援する見守り活動等を促進
	地域福祉の充実に向けた各福祉分野が連携した取組の促進	<ul style="list-style-type: none"> 高齢者と障害児・者への一体的なサービスの提供
	その他の支援	<ul style="list-style-type: none"> 就労支援 自殺対策 居住支援 犯罪を犯した者の社会復帰支援 地域防災力の強化

II 福祉を支える担い手づくり	地域住民等の福祉活動への参加促進	<ul style="list-style-type: none"> 共助の取組強化 NPO, ボランティア等の多様な活動を推進 地域住民による各種ボランティア活動の促進 高齢者の社会参加促進 市町村・関係団体との連携
	福祉人材の確保・育成と資質向上	<ul style="list-style-type: none"> 県福祉人材・研修センターにおける就労相談や職業紹介の充実による福祉人材確保 深刻な介護人材不足に対応するため、更なる処遇改善や中高年齢者・外国人の活躍促進, 介護ロボットの活用や資格取得への支援など, 総合的な介護人材の確保対策を推進 保育人材の確保 保健・医療を支える人材の育成・確保 子育て支援員の活用を促進
III 地域福祉の推進を支援	市町村の地域福祉計画策定・改定支援	<ul style="list-style-type: none"> 市町村地域福祉計画策定・改定支援 政策課題等に対応した体制の整備
	包括的な支援体制の構築に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 地域課題の解決体制の構築 包括的な相談支援体制の構築 拠点機能の強化 多世代交流・多機能型の福祉拠点作りの促進 中山間地域等における支え合う仕組みづくりの促進
	県社会福祉協議会等との連携	<ul style="list-style-type: none"> 多様な主体との連携促進

5 成果指標（主なもの）

項目	現状	目標
開催計画に基づく地域ケア会議実施市町村数	30市町村 (H30.9)	全市町村 (R5) ※
チームオレンジを整備する市町村数	0市町村 (R元)	20市町村 (R5) ※
地域生活支援拠点等の数	1箇所 (H29)	7箇所 (R5) ※
保育所待機児童数	354人 (H29)	0人 (R6) ※
放課後児童クラブ待機児童数	259人 (～小3) 437人 (～小6) (H30)	0人 (R6) ※
自殺死亡率 (人口10万人対)	19.0 (H27)	14.9以下 (R5)
刑法犯検挙者の再犯者数	947人 (H29)	757人 (R5)
地域福祉計画を策定している市町村数	19市町村 (H30)	全市町村 (R5)

※令和元年度に策定した「かごしま子ども未来プラン2020」, 令和2年度に策定した「鹿児島すこやか長寿プラン2021」及び「鹿児島県第6期障害福祉計画」に基づき, 新たな目標値に読み替えている。

※「チームオレンジを整備する市町村数」については, 新たな項目である。

(チームオレンジ: 地域においてステップアップ講座を受講した認知症サポーター等が支援チームを作り, 認知症の本人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み)

⑮ 鹿児島県医師確保計画

「鹿児島県医師確保計画」の要点

1 計画策定の背景・考え方

背景・必要性

医師の偏在は、地域間、診療科間において、長期にわたり、課題として認識されながら、未だに解消されていないことから、データに基づいた実効的な医師偏在対策が必要とされている。
 なお、診療科別では、政策医療の観点などから、産科・小児科における医師偏在対策を急ぐ必要がある。

考え方

医療法の改正により、地域ごとの医師数の比較に医師偏在指標が導入(従来の人口10万人対医師数では不十分)されたことに伴い、この指標により算定した下位33.3%を医師少数区域(診療科別では相対的医師少数区域)として設定し、この少数区域を脱することを基本とする医師確保計画を保健医療計画の一部として策定する。

目標

医療法第30条の4第1項に基づく計画であり、計画期間は第1期は4年(R2~R5)で、その後3年ごとに実施・達成を積み重ねる。
 → 1計画期間ごとに医師少数区域がこれを脱することを基本としながら、令和18年に医師偏在是正を達成する。

医師少数スポット

医師少数区域以外で、局所的に医師が少ない地域を設定する。

2 計画の体系・概要

体系

医師確保計画

- 第1章 総論
- 第2章 医師の確保
 - 第1節 医師の確保
 - 第2節 診療科別医師の確保
 - 1 産科医
 - 2 小児科医
- 第3章 計画の効果測定・評価

概要

(1) 医師確保の方針

① 医師少数区域
出水二次医療圏、曾於二次医療圏、熊毛二次医療圏 → **目標医師数の達成**
※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数の達成

② 医師少数スポット(16島)
三島村各島、十島村各島、甌島、加計呂麻島、請島、与路島 → **医師不足の解消**

(2) 目標医師数

※ 産科医・小児科医は、偏在対策基準医師数

医師偏在指標が第1期計画終了時点で、下位33.3%を脱するために要する医師数
 出水二次医療圏 128人(0人)、曾於二次医療圏 78人(3人)、熊毛二次医療圏 54人(5人)
※ ()書きは追加で確保が必要な医師数

(3) 目標医師数を達成するための施策

① 医師の派遣調整 地域枠医師・自治医科大卒医師の配置 グループ診療による医師派遣の検討

② 医師のキャリア形成を支援するための施策 キャリア形成プログラムの運用 総合臨床研修センターによる研修

③ 医師の勤務環境を改善するための施策 県医療勤務環境改善支援センターによる支援

④ 地域医療介護総合確保基金の活用 総合的な医師確保対策の推進

効果測定・評価

定期的に計画の達成状況を点検し、PDCAに基づく管理
 → 計画終了時に調査、分析及び評価し、必要に応じて見直し

⑯ 鹿児島県看護人材確保計画

鹿児島県看護人材確保計画の概要

- 【策定趣旨】** 看護人材の安定的な確保・育成の重要性について、関係機関が共有し、各々の役割や、取り組むべき基本的な方向性をしっかりと認識し、計画的に看護人材の確保・育成を進めていくために策定
- 【位置付け】** 関係機関と連携して計画の実現を目指すとともに、計画を踏まえて各々が自主的に看護人材確保対策の取組みを推進するための基本指針
- 【期 間】** 5年間（令和3年度～令和7年度）【必要に応じて見直し】
- 【進行管理】** 「鹿児島県看護職員確保対策検討会」において評価・見直し

看護人材を取り巻く現状

- 就業の状況**
 ・就業者数は年々増加しているものの、高齢化が進行
 ○就業者数
 H20：28,748人 → H30：32,951人（+4,203人）
 60歳以上 H20：777人（2.7%） → H30：3,586人（10.9%）
 30歳未満 H20：5,779人（20.1%） → H30：4,715人（14.3%）
- 供給の状況**
 ・若年人口が減少する中、看護師等学校養成所の受験者数の減少等により、県内の新規就業者数が減少傾向
 ○看護師等学校養成所の受験者の推移（各年4月）
 H28：2,774人, H29：2,597人, H30：2,585人, H31：2,255人, R2：2,367人
 ○県内新規就業者数の推移（各年3月卒）
 H28：771人, H29：745人, H30：840人, H31：749人, R2：721人
- 育成の状況**
 ・複雑・多様化する保健・医療ニーズに対応し看護の質向上を図るための人材育成が必要
 ○特定行為研修修了者数：63人（R2年12月末現在）
 ○認定看護師数：303人（R2年12月末現在）

需給推計(令和7年(2025年))

- 令和7年（2025年）の県全体の需要数31,131人に対して、2,346人の不足との推計
- 二次医療圏では、南薩以外で119人～736人の不足との推計

	平成26年 (2014年)	平成28年 (2016年)	平成30年 (2018年)	令和7年 (2025年)			
	従事者数	従事者数	従事者数	需要数 (A)	供給数 (B)	差引 (B-A)	
県全体	31,866	32,550	32,951	31,131	28,785	△ 2,346	
二次医療圏	鹿児島	14,002	14,602	14,874	13,808	13,072	△ 736
	南薩	3,108	3,129	3,075	2,577	2,701	124
	川薩	2,155	2,174	2,210	2,183	1,861	△ 322
	出水	1,447	1,466	1,483	1,397	1,234	△ 163
	始良・伊佐	4,531	4,629	4,660	4,275	3,986	△ 289
	曾於	1,090	1,082	1,065	1,260	960	△ 300
	肝属	2,932	2,888	2,971	2,827	2,708	△ 119
	熊毛	540	567	590	797	514	△ 283
奄美	2,061	2,013	2,023	2,004	1,748	△ 256	

看護人材確保対策

1 看護の魅力発信

○小中学生・高校生等を対象とした看護職の普及啓発 ○県政広報番組等を活用した看護の魅力発信 など

2 次代を担う看護人材の養成

○看護師等学校養成所に対する運営費の助成 ○看護師等学校養成所の看護教員等の育成 ○看護学生への修学資金貸与 など

3 職場定着・離職防止の推進

○新人看護師等に対する研修の充実 ○民間立等病院に対する院内保育所運営費の助成 など

4 就業促進・再就業支援

○ハローワークとの連携によるナースセンター利用の促進 ○未就業者・離職者に対する臨床実務研修の実施 など

5 看護の資の向上

○特定行為研修修了者の養成支援 ○中小規模の病院等の看護職員に対する研修支援 ○認定看護師等を講師とした研修の実施 など

指標及び数値目標

	指 標	現 状	目 標 値	出 典
1	卒後新人看護職員の県内就業率	55.1% (令和2年3月)	60% (令和8年3月)	看護師等学校養成所入学及び卒業生就業状況調査
2	ナースセンター紹介による再就業者数	258人 (令和元年度)	304人 (令和7年度)	中央ナースセンター資料
3	「とどけるん」届出者のナースバンク登録率	52.4% (令和元年度)	80% (令和7年度)	県看護協会資料
4	特定行為研修県内修了者数	累計63人 (令和2年12月末)	累計204人 (令和7年度末)	医師・看護人材課調べ

⑪ 鹿児島県国民健康保険運営方針

第2期 鹿児島県国民健康保険運営方針の概要

1 目的等

- 目的：国民健康保険の安定的な財政運営並びに市町村事業の広域的・効率的な運営の推進を図るため、国民健康保険事業の運営に関する方針を定める(国保法第82条の2)
- 策定時期：令和3年3月
- 対象期間：令和3年度から令和5年度まで(3年間)

2 市町村国保の現状及び課題

■ 県内の被保険者数及び国保加入率

被保険者数、加入率ともに年々減少

	H23	H30
被保険者数	48万人	39万人
加入率	33%	29%

財政運営の安定化が必要

■ 1人当たり医療費

1人当たり医療費は年々上昇(H30:全国5位)

	H23	H30
1人当たり医療費	36万円	44万円

予防・健康づくりの取組強化が必要

■ 単年度収支及び法定外繰入(決算補填等目的)の状況(43市町村の合計)

単年度収支は黒字だが、一般会計からの法定外繰入(決算補填等目的)を除くと赤字

H30単年度収支 14億円 → 法定外繰入控除後 ▲25億円

赤字(法定外繰入等)の計画的・段階的な解消が必要

3 国保運営の安定化に向けた主な取組

(1) 納付金及び標準的な保険料(税)の算定方法

- 保険料(税)水準の統一については、統一化の定義や課題を整理するとともに、保険料(税)水準の統一に向けて、保険料(税)算定方式の統一や赤字の計画的・段階的な解消などの環境整備を行う

(2) 市町村における保険料(税)の徴収の適正な実施

- 保険者努力支援制度の評価指標をもとにした現年度分目標収納率の設定
- コンビニ収納やクレジットカード決済等の導入推進

(3) 市町村における保険給付の適正化の実施

- レセプト点検の充実強化、第三者行為求償事務や過誤調整の取組強化等
- 柔道整復療養費に係る患者調査の実施等療養費の支給の適正化

(4) 医療費適正化の取組

- 特定健康診査及び特定保健指導の取組強化(目標:60%以上)
- メタボリックシンドローム対策、糖尿病重症化予防、後発医薬品の使用促進に対する取組強化

(5) 市町村が担う事務の広域的及び効率的な運営の推進

- 標準仕様の業務システムの導入

(6) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携

- KDBシステムを活用した医療費等の分析による効率的・効果的保健事業のための技術的助言の実施
- 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

(7) 施策実現のための市町村等相互間の連携

- 県、市町村、国保連合会による協議、検討(国保連携会議、検討部会の開催)

⑩鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画

鹿児島県ギャンブル等依存症対策推進計画【概要版】

第1章 計画の策定趣旨等

- 1 計画の策定趣旨
 - ギャンブル等依存症対策に総合的に取り組む
- 2 計画の位置付け及び期間
 - ギャンブル等依存症対策基本法第13条に基づく県計画
 - 令和4年度から令和6年度までの3年間
- 3 ギャンブル等依存症の現状
 - 法律上のめり込みにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態にある者及び医学上の「病的賭博」「ギャンブル障害」の診断標準と診断された者であり、ギャンブル等依存症の疑いのある方も含む。
 - ※ ギャンブル等 消費財の売上高に占める割合が、博打、オートレース、モーターボート競走に比べて最も高率である。

第2章 計画の基本的考え方

- 1 基本理念
 - 県民がギャンブル等依存症に対する関心と理解を深め、相談・治療回線に繋がりがりやすい環境により、ギャンブル等依存症の本人やその家族等が、日常生活・社会生活を円滑に営む事ができるように支援を行う。
- 2 目標
 - ギャンブル等依存症に対する正しい知識や相談支援について周知し、ギャンブル等依存症で苦しむ人やその家族等が相談や支援に繋がりがりやすい環境を目指す。
- 3 課題
 - ギャンブル等に接する機会が多い環境にあるため、若年層からの予防教育の充実を図り、ギャンブル等依存症に関する関心と理解を深める取組が必要
 - 相談支援につなげがりにくい現状があるため、相談・支援体制の周知及び関係機関との連携の強化が必要
- 4 基本的な方針
 - (1) ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及(普及啓発・予防教育の推進)
 - (2) 誰もが相談でき、必要な相談・支援につなげる体制づくり(相談支援・治療の充実)
 - (3) 回復支援の充実(回復支援・社会復帰への支援の充実)
 - (4) 関係機関が連携する体制の構築(連携の基盤)

第3章 ギャンブル等依存症に関する全国及び県の現状

- 1 本県のギャンブル等依存症者の状況

依存症が疑われる者 (過去1年以内)	23,000人	ギャンブル障害及びギャンブル関連問題の実数調査 (令和2年鹿児島県立行政法人国立刑務施設及鹿児島県センター調査) 推計値2.2%(男性3.7%,女性0.7%)
-----------------------	---------	--
- 2 県内の遊技場の状況(R2.12.31)
 - 競馬、競輪、競艇、オートレースを実施する施設はないが、海外事務所、インターネット及び電話により取り扱われている。
 - 競馬(中央競馬) ……0か所
 - 競輪(地方競馬) ……1か所、 競馬(中央競馬) ……0か所
 - オートレース ……5か所、 競輪、オートレース ……5か所
 - 人口10万人あたりのパチスロ台、パチスロを扱う遊技場店舗数は全国1位。
 - 鹿児島県の店舗数 206か所 10万人あたりの店舗数 12.86 (全国1位)
- 3 本県のギャンブル等依存症対策の取組状況
 - 県精神保健福祉センター、保健所及び依存症治療拠点機関等において、計画作りや講演会等を開催し、リーフレットやホームページによる情報提供等を実施している。
 - 平成29年度に依存症相談拠点として県精神保健福祉センターを指定、保健所・各町村・精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症に関する相談は、推計される患者数の1割にも満たない。
 - 本県の依存症対策関係機関及び依存症治療拠点機関の状況
 - 令和2年度に依存症専門医療機関、治療拠点機関をそれぞれ2か所ずつ指定し(指宿竹元病院、森口病院)、治療プログラム等を実施している。

- 5 自助グループ家族会等について
 - 当事者グループ 3か所 (GA鹿児島、GAまなざし、GAさつま)
 - 家族によるグループ 2か所 (キヤマン鹿児島、ギャンブル依存症家族の会鹿児島)

第4章 基本的施策

- 1 認知の促進(普及啓発・予防教育の推進)
 - 正しい知識の普及により、多くの県民がギャンブル等依存症に対して理解を持って対応し、支援及びサポートの理解を深める。
 - ・ 教育現場での予防教育等の実施、ギャンブル等依存症啓発週刊(毎年5月1日)での広報活動の実施、ポスターやリーフレットの配布
- 2 支援の充実(相談支援・治療支援の充実)
 - 患者、病状の重症のある者及びその家族等の感情が相談しやすい環境を整え、医療に繋がりがりやすい体制づくりを行う。
 - ・ 無料法律相談における「ここからの悩み相談」の実施、生活相談相談窓口との連携
- 3 回復への支援(回復支援・社会復帰への支援の充実)
 - 回復に向けた支援及びギャンブル等依存症に陥る各種問題の解決に向けた支援を充実させること
 - ・ 自助グループの活動の周知や連携、依存症専門支援機関及び治療拠点機関の周知、連携
- 4 基盤の基盤
 - 広く啓発し、当事者の声を拾い上げ、関係機関が連携して支援できる体制を目指し、相談窓口及び医療機関等の関係者が連携した支援体制の構築により、依存症対策の実施を図る。
 - ・ 依存症専門医療機関及び治療拠点機関との連携、県庁連絡会議・協議会の開催

第5章 計画の推進体制及び進捗管理

- 1 推進体制
 - 協議会を設け、本計画に係る取組の推進・進捗管理・計画の見直しを行う。
- 2 進捗管理
 - 上記協議会等を半年1回開催し、進捗管理、計画の進捗状況の把握、計画の変更を適宜行う。
- 3 計画の目標値
 - 課題や取組施策の取組みを踏まえて、取組に関する目標値と成果に關する目標値を定めた、相談・支援体制の充実を図ることにより、相談や受診件数増加が見込まれることから、件数の増加を取組の成果に関する目標値とする。

(1) 取組に関する目標値

目標内容	目標値等(R6)
ギャンブル等依存症啓発活動等における普及啓発活動・予防教育の活動の実施	関係機関と連携した普及啓発活動・予防教育を半年1回以上実施
依存症専門医療機関及び治療拠点機関との連携	連携会議の開催を半年1回以上実施
医療機関・相談機関における支援者の育成(医師研修受講)	令和6年度までに24名以上

(2) 上記取組の成果に関する目標値

目標内容	現状
ギャンブル等依存症に関する相談件数	精神保健福祉センター R元年数 109件 保健所・市町村 R元年数 81件
ギャンブル等依存症治療拠点機関の受診者数	新規外来受診件数 R2年度 96件
	日相違等(R6)
	相談件数の増加 (R2年度R6年度)
	受診件数の増加 (R2年度R6年度)

⑱ 鹿児島県循環器病対策推進計画

【計画の概要】

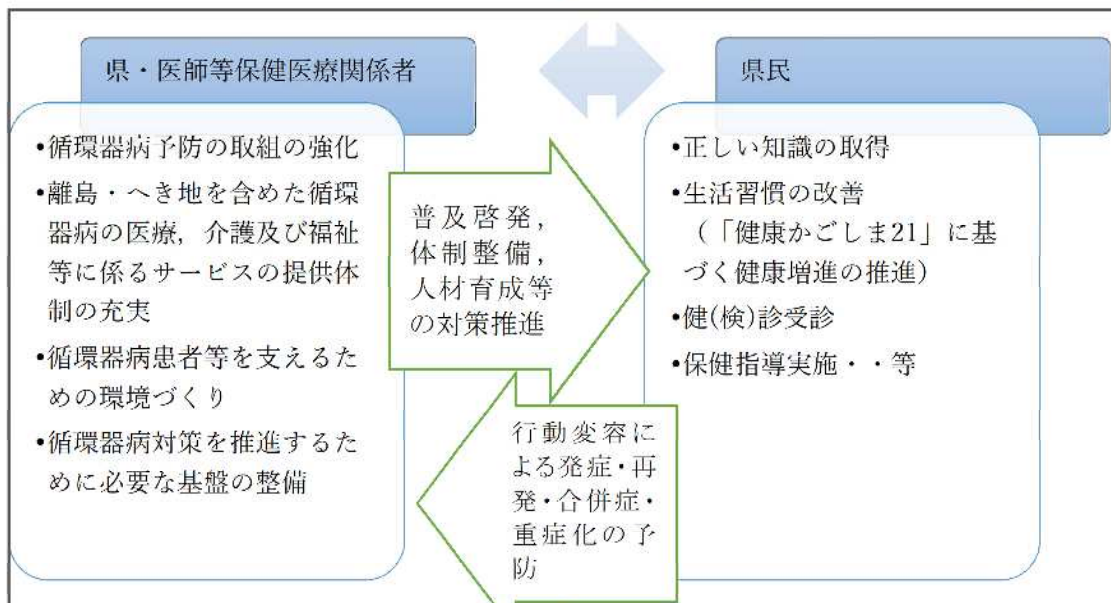
- 1 根拠法
健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法
- 2 計画策定年度 令和3年度（令和4年3月）
- 3 計画期間 令和4年度～令和5年度
- 4 推進イメージ

<目標>

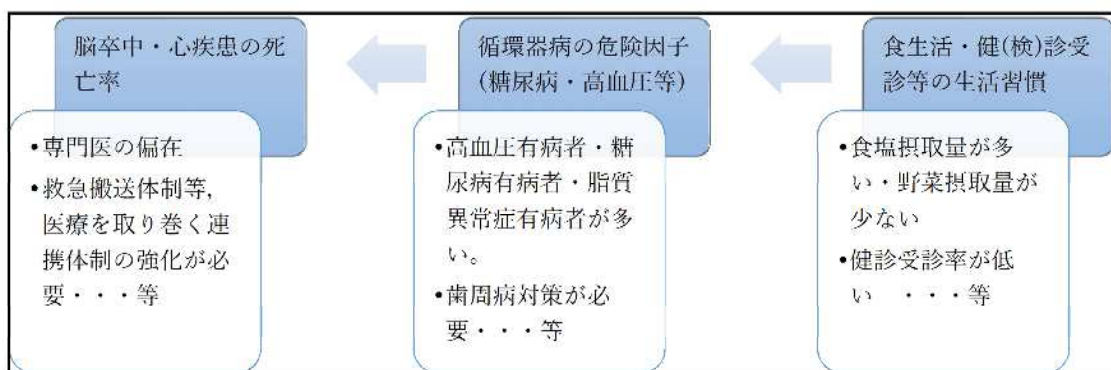
2040年までに3年以上の健康寿命の延伸及び
循環器病の年齢調整死亡率の減少

<取組>

*原則、6年ごとに検討を加え、見直しを行う。



<現状・課題>



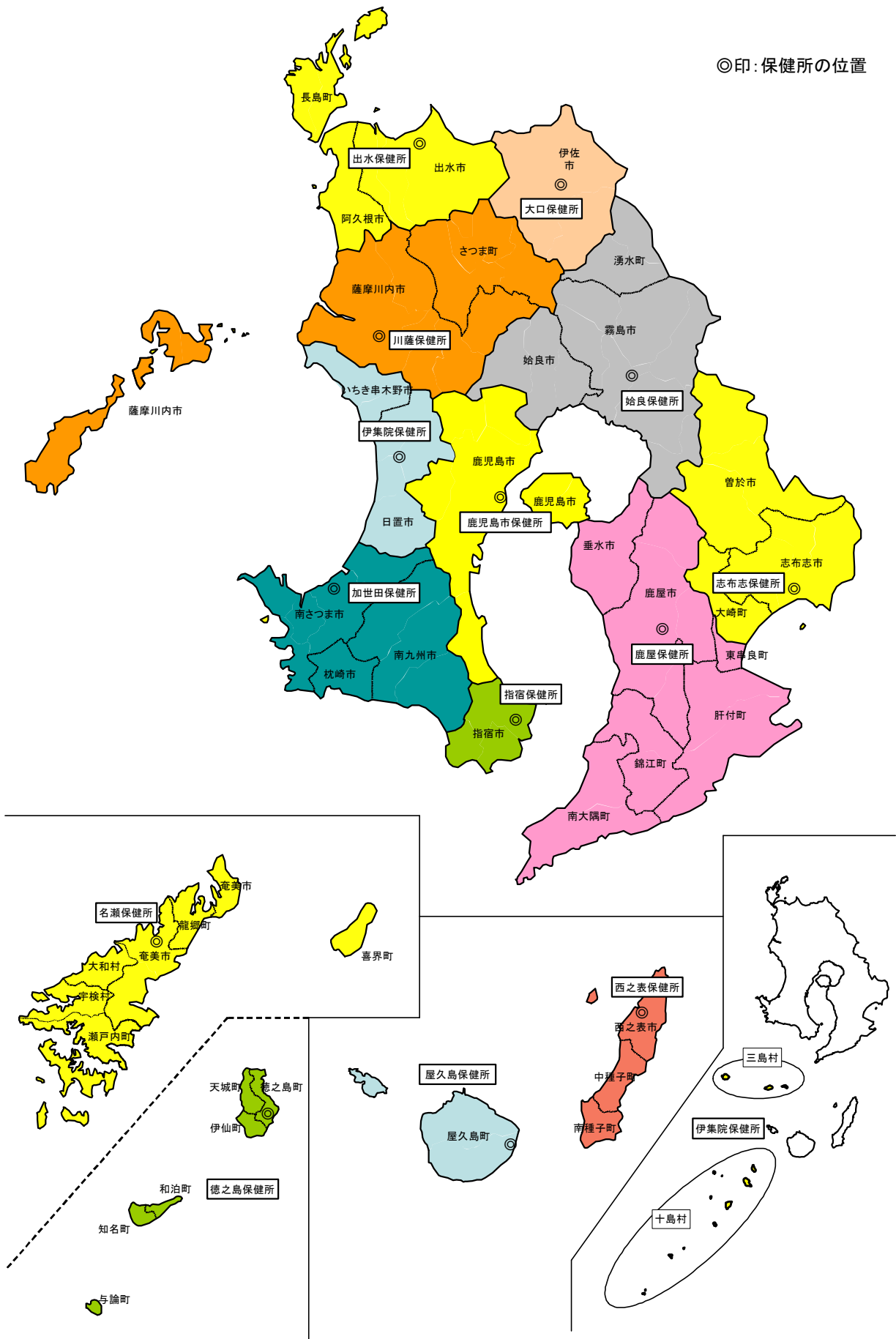
2 保健所所管区域一覧

令和5年4月1日現在

保健所名	電話番号	所在地	所管区域
鹿児島市保健所	099(224)1111	〒890-8543 鹿児島市鴨池2-25-1-11	鹿児島市
指宿保健所	0993(23)3854	〒891-0403 指宿市十二町301	指宿市
加世田保健所	0993(53)2315	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市, 南さつま市, 南九州市
伊集院保健所	099(273)2332	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
川薩保健所	0996(23)3165	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	薩摩川内市, さつま町
出水保健所	0996(62)1636	〒899-0202 出水市昭和町18-18	阿久根市, 出水市, 長島町
大口保健所	0995(23)5103	〒895-2511 伊佐市大口里53-1	伊佐市
始良保健所	0995(44)7951	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	霧島市, 始良市, 湧水町
志布志保健所	099(472)1021	〒899-7103 志布志市志布志町志布志2-1-11	曾於市, 志布志市, 大崎町
鹿屋保健所	0994(52)2103	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
西之表保健所	0997(22)0777	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市, 中種子町, 南種子町
屋久島保健所	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
名瀬保健所	0997(52)5411	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市, 大和村, 宇檢村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町
徳之島保健所	0997(82)0149	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津4943-2	徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町

保健所所管区域図（令和5年4月1日現在）

◎印：保健所の位置

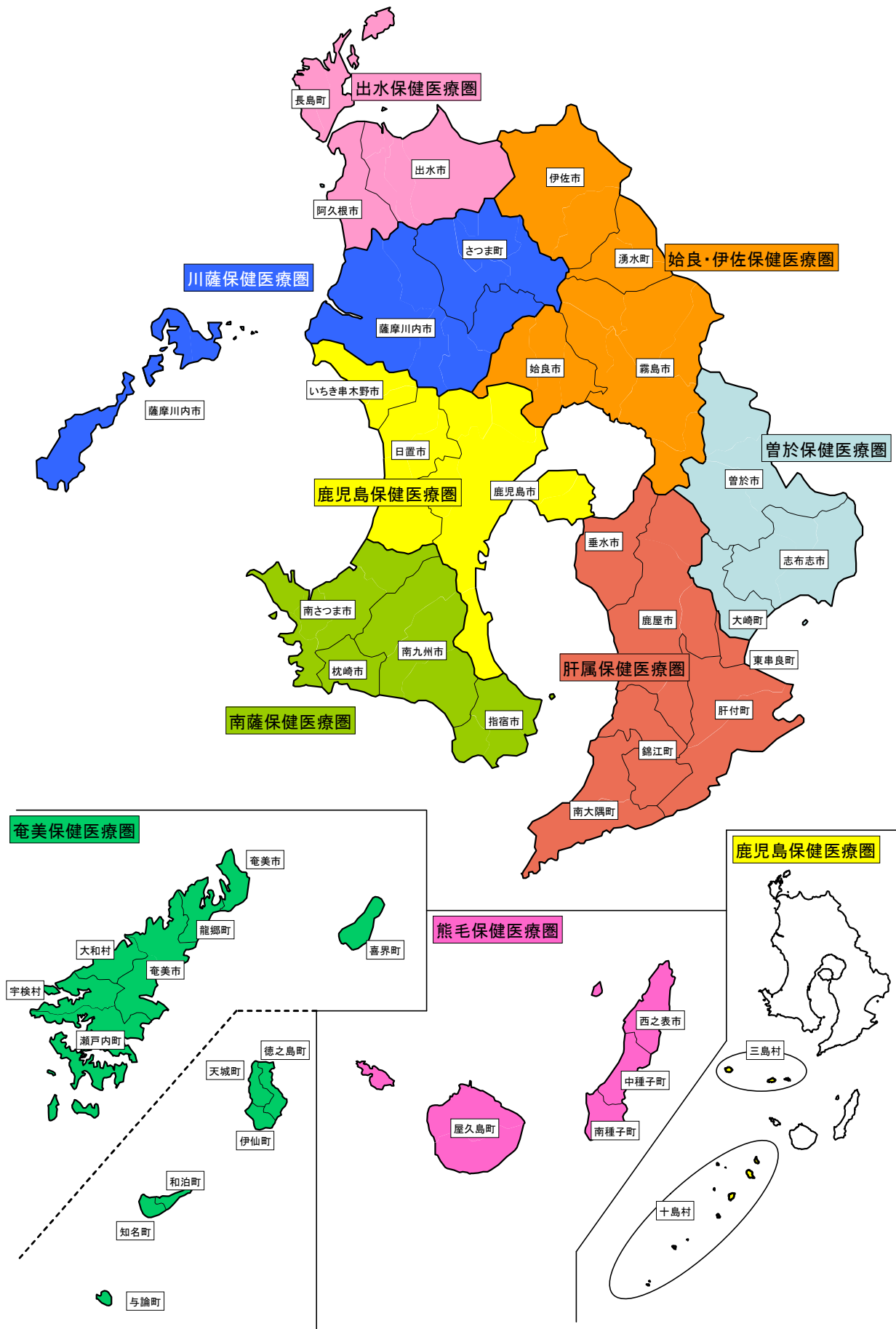


3 二次保健医療圏一覧

令和5年4月1日現在

圏名	市町村数	構成市町村
鹿児島 保健医療圏	5 (3市2村)	鹿児島市, 日置市, いちき串木野市, 三島村, 十島村
南薩 保健医療圏	4 (4市)	枕崎市, 指宿市, 南さつま市, 南九州市
川薩 保健医療圏	2 (1市1町)	薩摩川内市, さつま町
出水 保健医療圏	3 (2市1町)	出水市, 阿久根市, 長島町
始良・伊佐 保健医療圏	4 (3市1町)	霧島市, 伊佐市, 始良市, 湧水町
曾於 保健医療圏	3 (2市1町)	曾於市, 志布志市, 大崎町
肝属 保健医療圏	6 (2市4町)	鹿屋市, 垂水市, 東串良町, 錦江町, 南大隅町, 肝付町
熊毛 保健医療圏	4 (1市3町)	西之表市, 中種子町, 南種子町, 屋久島町
奄美 保健医療圏	12 (1市9町2村)	奄美市, 大和村, 宇検村, 瀬戸内町, 龍郷町, 喜界町, 徳之島町, 天城町, 伊仙町, 和泊町, 知名町, 与論町
合計 (9圏域)	43 (19市20町4村)	※市町村数については, 実数

二次保健医療圏図（令和5年4月1日現在）



4 県の福祉に関する事務所所管区域一覧

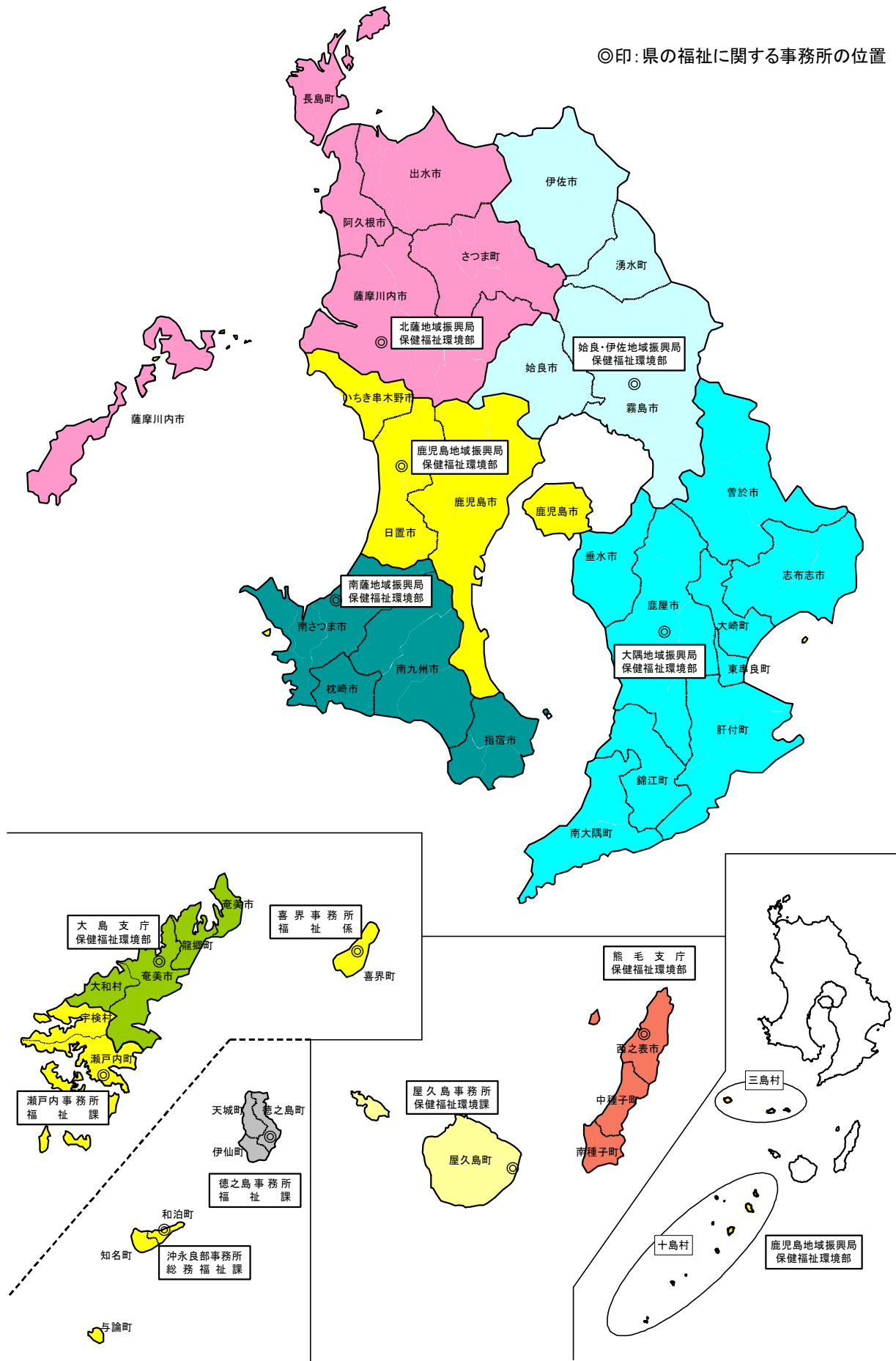
令和5年4月1日現在

名 称	電話番号	所 在 地	所 管 区 域
鹿児島地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	099(272)6301	〒899-2501 日置市伊集院町下谷口1960-1	鹿児島市，日置市，いちき串木野市 三島村，十島村
南薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0993(53)8001	〒897-0001 南さつま市加世田村原2-1-1	枕崎市，指宿市，南さつま市， 南九州市
北薩地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0996(23)3166	〒895-0041 薩摩川内市隈之城町228-1	阿久根市，出水市，薩摩川内市， さつま町，長島町
始良・伊佐地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0995(44)7964	〒899-5112 霧島市隼人町松永3320-16	霧島市，伊佐市，始良市，湧水町
大隅地域振興局 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0994(52)2124	〒893-0011 鹿屋市打馬2-16-6	鹿屋市，垂水市，曾於市，志布志市 大崎町，東串良町，錦江町， 南大隅町，肝付町
熊毛支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(22)1138	〒891-3192 西之表市西之表7590	西之表市，中種子町，南種子町
屋久島事務所 保健福祉環境課	0997(46)2024	〒891-4311 熊毛郡屋久島町安房650	屋久島町
大島支庁 保健福祉環境部 地域保健福祉課	0997(57)7243	〒894-8501 奄美市名瀬永田町17-3	奄美市，大和村，龍郷町
瀬戸内事務所 福祉課	0997(72)0186	〒894-1506 大島郡瀬戸内町古仁屋船津36	宇検村，瀬戸内町
喜界事務所 福祉係	0997(65)0114	〒891-6201 大島郡喜界町赤連2901-14	喜界町
徳之島事務所 福祉課	0997(82)0233	〒891-7101 大島郡徳之島町亀津7216	徳之島町，天城町，伊仙町
沖永良部事務所 総務福祉課	0997(92)0121	〒891-9111 大島郡和泊町手々知名134-1	和泊町，知名町，与論町

※ 生活保護法，児童福祉法等に関する一部の事務については，市と三島村，長島町，南種子町及び屋久島町を除く。

県の福祉に関する事務所所管区域図（令和5年4月1日現在）

◎印：県の福祉に関する事務所の位置



5 くらし保健福祉部の主な相談窓口

令和5年4月1日現在

機関名	機関の概要	主な相談内容等	相談日	相談時間	問い合わせ先
<p>各地域振興局・支庁の保健福祉環境部（各保健所）</p> <p>以下は一部を所管する保健福祉環境課（屋久島保健福祉所）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・瀬戸内事務所保健福祉課 ・喜界事務所保健福祉課 ・徳島事務所保健福祉課 ・徳島事務所保健福祉課 ・沖永良部事務所保健福祉課 	<p>住民の健康の保持及び増進を図るため、生活習慣病や難病対策等の専門的な保健サービスを実施する。（健康企画課等）</p>	<p>①結核、感染症の予防・まん延防止に関すること</p> <p>②と、糖尿病等生活習慣病に関すること</p> <p>③がん、健康に関すること</p> <p>④エイズ、肝炎や複数疾患などについてのこと</p> <p>⑤アレルギートンやアレルギー疾患などについてのこと</p> <p>⑥門的栄養指導に関すること（支所を除く）</p> <p>⑦難病に関する支援に関すること</p> <p>⑧原爆被爆者等の療育に関すること</p> <p>⑨心身障害児の養育に関すること</p> <p>⑩歯未熟児の養育に関すること</p> <p>⑪妊産婦や育児に関すること</p> <p>⑫出生症、介護に関すること</p> <p>⑬認知症、介護に関すること</p>	<p>月曜日～金曜日 （土・日・祝日と年末年始は休み）</p>	<p>8:30-17:00</p>	<p>保健所の連絡先は270ページに記載 県の福祉に関する業務の連絡先は274ページに記載</p>
<p>住民が快適で安心できる生活環境を確保するたため、食品衛生や監視業務の業務を（衛生・環境課等）</p>	<p>①食品衛生の監視業務等に関すること</p> <p>②食中毒の発生防止に関すること</p> <p>③旅館・食肉の衛生管理に関すること</p> <p>④温泉の掘削・掘削の衛生管理に関すること</p> <p>⑤徘徊犬の捕獲に関すること</p> <p>⑥狂犬病予防に関すること</p> <p>⑦動物愛護に関すること</p> <p>⑧水質汚濁、大気汚染、騒音、振動、悪臭などに関すること（支所を除く）</p> <p>⑨産業廃棄物などの販売業許可・登録及び医薬品・毒物劇物等に関すること</p> <p>⑩監視指導致し及び献血推進に関すること</p>	<p>①生活保護の実施に関すること</p> <p>②母子家庭及び寡婦の相談や指導に関すること</p> <p>③児童の保護や更生に関すること</p> <p>④介護保険サービスに関すること</p> <p>⑤精神保健福祉に関すること</p> <p>⑥病院や診療所の監視指導に関すること（本所ののみ）</p> <p>⑦社会福祉法人・施設等の指導監査に関すること</p> <p>⑧配偶者等からの暴力被害に関すること</p>	<p>生活保護の実施、児童の保護、母子家庭及び寡婦の相談援助や福祉施設等の指導監査（地域保健福祉課等）</p>	<p>生活保護の実施、児童の保護、母子家庭及び寡婦の相談援助や福祉施設等の指導監査（地域保健福祉課等）</p>	<p>生活保護の実施、児童の保護、母子家庭及び寡婦の相談援助や福祉施設等の指導監査（地域保健福祉課等）</p>

※ 支所とは、指宿保健所、出水保健所、大口保健所、志布志保健所をいう。

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
鹿兒島県医療安全支援センター（県庁保健医療福祉課）	患者・家族等と医療機関等との信頼関係構築の支援や患者サービス向上を図るため、患者等の苦情・相談に対応するとともに、医療機関への情報提供等を行う。	①患者・家族等からの苦情、心配・相談等への対応 ②医療機関等からの相談への対応	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00-12:00 13:00-16:30	(099)286-2000
地域医療安全支援センター（県内各保健所）	同上	同上	同上	同上	県内各保健所
ドクターバンクかごしま（県庁医師・看護人材課内）	県外在住医師等のU・I・タンの促進や、復職研修の実施など女性医師の就業をサポートすること、医師確保を図る。	①県内公立医療機関への就業に関すること ②女性医師の復職に関すること ③県内の離島・へき地等の支援に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)286-2667
鹿兒島県国民健康保険課	県内市町村や県後期高齢者医療広域連合と連携し、国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の安定的な運営を行う。	①被保険者等からの資格・保険の給付等の相談への対応 ②医療機関等からの相談への対応	同上	8:30-12:00 13:00-17:00	(099)286-2679
認知症疾患医療センター	認知症の早期診断・早期治療のための鑑別診断、心理状態や急性期治療、認知症専門医療に関する理解を深め、地域における認知症疾患の保健医療水準向上を図る。	①認知症に関する専門医療相談	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00～17:00	谷山病院 099-269-4119 パールランド病院 099-238-0168 ウエルフェア九州病院 0993-72-4747 宮之城病院 0996-53-1005 荘記念病院 0996-82-2955 松下病院 0995-42-8558 あいらの森ホスピタル 0995-74-1140 病院芳春苑 099-472-0035 メタルホスピタル鹿屋 0994-36-1870 せいさん病院 0997-28-3771 奄美病院 0997-52-0034

機 関 名	機 関 の 概 要	主 な 相 談 内 容	相 談 日	相 談 時 間	問 い 合 わ せ 先
認知症電話相談窓口	家族等からの認知症に関する相談に応じることで、家族の認知症の技術や精神面からの支援を行う。	①認知症に関すること ②認知症専門相談先に関すること ③認知症保険・福祉サービスに関すること ④介護保険・福祉サービスに関すること	月～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	10:00～16:00	認知症の人と家族の会 鹿児島支部 鹿児島市鴨池新町1-7 099-257-3887
若年性認知症相談窓口	若年性認知症の方やその家族が状態に応じた適切な支援を受けられるよう、医療的支援や認知症支援センター等を配する総合的な支援を行う。	①症状や治療に関すること ②就労・経済的問題に関すること ③介護保険・福祉サービスに関すること ④介護に関すること	月～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	10:00～16:00	認知症の人と家族の会 鹿児島支部 鹿児島市鴨池新町1-7 099-251-4010
鹿児島県介護実習・普及センター	介護の実習等を通じて県民への介護知識・技術の普及を図る。また、福祉用具やバリアフリー住宅の展示・相談等により、適切な福祉用具や高年齢者にやさしい住宅の普及を図る。	①介護に関する相談・助言 ②住宅改修・福祉用具に関する相談・助言	火曜日～日曜日 (月曜日(祝日の場合は翌日)と年末年始は休み)	9:00-17:00	(099)221-6615
鹿児島県難病相談・支援センター	難病患者及びその家族のニーズに応じた総合的な相談・支援を行うことにより、安定した生活の確保を図る。	①専任相談員や医師による生活面や医療面での相談 ②特定疾患医療受給者証交付に関すること	①水曜日～月曜日 (火・祝日と年末年始は休み) ②月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	① 9:00-16:00 ② 8:30-17:15	① (099)218-3133 ② (099)218-3134
県身体障害者更生相談所	身体障害児(者)の福祉の増進を図るため、相談及び判定等を行う。	①身体障害者手帳の交付に関すること ②補装具の給付、更生医療の給付のための判定に関すること ③身体障害者更生援護施設の利用に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:00	(099)229-2324
障害者110番	障害者及びその家族の日常生活における不安や悩みに対応するため、常設の相談窓口を開設し、相談等の対応を行う。	①生命・身体に対する侵害 ②家族や知人との人間関係 ③周囲の侵害に対する無理解等 ④財産・相続に関すること	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み)	9:00-17:00	電話:099-228-6000 (FAX兼用)
鹿児島県障害者権利擁護センター	障害者虐待の防止に、障害者虐待を受けた障害者、障害者虐待及び自立的支援・障害者虐待に関する情報収集・関係機関との調整を行う。	①養護者による障害者虐待に関する相談 ②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待に関する相談 ③使用者による障害者虐待に関する相談	月曜日～金曜日 (土・日・祝日と年末年始は休み) 休日・時間外は、留守番電話・FAXまたはメールで受け付け	8:30-17:15	電話:099-286-5110 FAX:099-286-5558

機関名	機関の概要	主な相談内容	相談日	相談時間	問い合わせ先
① 県鹿兒島知的障害者更生相談所 ② 県大島知的障害者更生相談所	18歳以上の知的障害者の福祉の増進を図るための相談及び判定等を行う。	① 療育手帳の交付に関する事 ② 障害者支援施設の利用に関する事	月曜日～金曜日 土・日・祝日と年末年始は休み	8:30-17:00	① (099)264-3003 ② (0997)53-6070
県精神保健福祉センター 〔自殺予防情報センター〕 〔高次脳機能障害者支援センター〕	県民の精神保健の保持増進、精神障害者の福祉の向上、適切な精神医療の推進のため、精神保健福祉に関する相談及び診療等を行う。	① 精神科疾患、心の健康に関する事 ② 思春期精神保健に関する事 ③ 薬物関連問題に関する事 ④ 依存症問題に関する事 ⑤ 精神障害者の通院、精神科手帳の交付に関する事 ⑥ 自殺、自死、遺族等に関する事 ⑦ 高次脳機能障害に関する事	* 精神科医による相談(予約制) ① 月(再来) ② 木(新規) ③ 第3水曜 ④ 第3金曜 ⑤ 毎月第4火・水・金のいずれか(祝日は除く) ----- * 相談員による相談(来所は予約制) ① ~⑤ ⑥ 月・金 ⑦ 月・木 ⑧ 火・木・金 (祝日は除く)	① 9:00-12:00 ② 9:00-12:00 ③ 14:00-16:00 ④ 14:00-16:30	① ~④ (099)218-4755 ⑥ (099)228-9558 ⑦ (099)228-9568
ひきこもり地域支援センター (子ども・若者総合相談センター内)	ひきこもりや電話にこたえられない状態、生活支援・就業支援・就労情報提供など幅広い相談を行う。	① 生活支援・就業支援を中心とした相談 ② 幅広い情報提供	火曜日～日曜日 (土・日・祝日も相談に応じています) 毎週月曜日、年末年始(12/28～1/4)は休み	10:00-17:00	(099)257-8230
① 中央児童相談所 ② 県大隅児童相談所 ③ 県大島児童相談所 ④ 県北部児童相談所	18歳未満の子どもの健康や様々な相談に応じる。	① 養護を身も健有登ど行癖成ある ② 心子保を不な非習育がる ③ 養護を身も健有登ど行癖成ある ④ 心子保を不な非習育がる ⑤ 養護を身も健有登ど行癖成ある ⑥ 心子保を不な非習育がる	月曜日～金曜日 (要予約) (土・日・祝日と年末年始は休み)	8:30-17:15	① (099)264-3003 ② (0994)43-7011 ③ (0997)53-6070 ④ (0996)21-3150
※ 虐待通告は365日24時間対応 ☎189(いちばやく) 児童相談所虐待対応ダイヤル					

機関名	機関の概要	主な相談内容	相談日	相談時間	問い合わせ先
子ども・家庭110番 (中央児童相談所内)	子育てに関する不安や不登校・いじめなど、児童のあらゆる問題について、専門の電話相談員が相談に応じる。	①子どものしつけのこと ②心や身体の発達のこと ③いじめや不登校のこと	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	9:00-22:00	(099)275-4152
家庭児童相談室	家庭児童相談室は地域振興局及び支庁の地域保健福祉課並びに離島事務所に設けられており、家庭での子育ての方法や、児童と家庭との人間関係に関することなど、専門的技術を必要とする相談に応じる。	①子育てや子どもものしつけに関すること ②学校生活に関すること ③家族関係に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-16:00	・各地域振興局(鹿児島南薩は除く)の地域保健福祉課 ・熊毛・大島支庁の地域保健福祉課 ・瀬戸内、喜界、徳之島、沖永良部事務所
女性相談センター	要保護女子及び配偶者等からの暴力被害女性の相談並びに一般生活上の相談に応じる。	①性行又は環境に照らして売春を行うおそれのある女子の更生に関すること ②配偶者等からの暴力被害に関すること ③日常生活を営む上で何らかの問題を有する女性の関すること	月曜日～金曜日 日曜日は電話相談のみ 〔土・祝日と年末年始は休み〕	来所 月～金曜日 8:30-17:00 電話 月～金曜日 8:30-17:00 (木曜日20:00まで) 日曜日 9:00-15:00	(099)222-1467
県子ども総合療育センター	児童の心身の障害に関する相談や療育に関する指導を行う。	①心身の発達が気になる児童に関する相談 ②療育に関する相談	月曜日～金曜日 (要予約) 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)265-0005 (代表) (099)265-2400 (相談・予約専用)
県発達障害者支援センター (子ども総合療育センター内)	発達障害児(者)やその家族からの相談に応じ、専門的な指導及び助言を行い、就学前の発達支援から就労支援までライフステージに応じた支援を行う。	①日常生活に関する相談支援のこと ②発達支援に関すること ③就労支援に関すること	月曜日～金曜日 〔土・日・祝日と年末年始は休み〕	8:30-17:00	(099)264-3720
県動物愛護センター	人と動物の共生する地域社会の実現のため、動物の愛護及び適正飼養の普及・啓発を行う。	①犬・猫の飼養やしつけに関すること ②犬・猫の譲渡に関すること ③動物愛護に関すること	水曜日～月曜日 〔火・祝日と年末年始は休み〕	9:00-17:00	(0995)44-6301

6 市町村の保健福祉担当窓口

令和5年4月1日現在

市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
鹿児島市	保健政策課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-803-6842
	健康総務課	892-8677	鹿児島市山下町11-1	099-216-1239
鹿屋市	健康増進課(保健相談センター)	893-0007	鹿屋市北田町11-6	0994-41-2110
	福祉政策課・高齢福祉課	893-8501	鹿屋市共栄町20-1	0994-43-2111
枕崎市	健康課(健康センター)	898-0034	枕崎市日之出町231	0993-72-7176
	福祉課	898-8501	枕崎市千代田町27	0993-72-1111
阿久根市	健康増進課 福祉課	899-1696	阿久根市鶴見町200	0996-73-1211
出水市	健康増進課	899-0201	出水市緑町50-1	0996-63-2143
	福祉課・いきいき長寿課	899-0292	出水市緑町1-3	0996-63-2111
伊佐市	市民課 福祉課・こども課	895-2511	伊佐市大口里1888	0995-23-1311
指宿市	健康増進課 長寿介護課・地域福祉課	891-0497	指宿市十町2424	0993-22-2111
西之表市	健康保険課 市福祉事務所	891-3193	西之表市西之表7612	0997-22-1111
垂水市	保健課 福祉課	891-2192	垂水市上町114	0994-32-1111
薩摩川内市	市民健康課	895-0055	薩摩川内市西開聞町6-10	0996-22-8811
	障害・社会福祉課	895-8650	薩摩川内市神田町3-22	0996-23-5111
日置市	健康保険課 福祉課	899-2592	日置市伊集院町郡1-100	099-248-9421 099-248-9416
曾於市	保健課	899-8692	曾於市末吉町二之方1980	0986-76-8806
	市福祉事務所(福祉課)	899-4192	曾於市財部町南俣11275	0986-72-0936
霧島市	健康増進課 保健福祉政策課	899-4394	霧島市国分中央3丁目45-1	0995-45-5111
いちき串木野市	健康増進課 福祉課	896-8601	いちき串木野市昭和通133-1	0996-32-3111
南さつま市	保健課 福祉課	897-8501	南さつま市加世田川畑2648	0993-53-2111
志布志市	保健課 福祉課	899-7492	志布志市有明町野井倉1756	099-474-1111
奄美市	健康増進課 福祉政策課・高齢者福祉課	894-8555	奄美市名瀬幸町25-8	0997-52-1111
南九州市	健康増進課 福祉課・長寿介護課	897-0215	南九州市川辺町平山3234	0993-56-1111
始良市	健康増進課 社会福祉課	899-5492	始良市宮島町25	0995-66-3111
三島村	民生課	892-0821	鹿児島市名山町12-18	099-222-3141
十島村	住民課	892-0822	鹿児島市泉町14-15	099-222-2101
さつま町	保険福祉課	895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地1565-2	0996-53-1111
長島町	町民保険課 福祉事務所	899-1498	出水郡長島町鷹巣1875-1	0996-86-1111

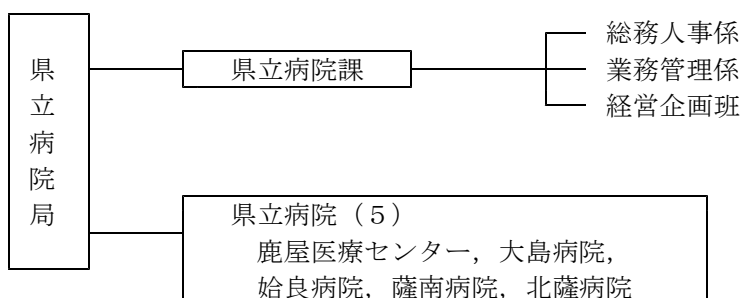
市町村名	保健主務課 福祉主務課	郵便番号	住 所	電話番号
湧水町	健康増進課 長寿福祉課	899-6292	始良郡湧水町木場222	0995-74-3111
大崎町	保健福祉課	899-7305	曾於郡大崎町假宿1029	099-476-1111
東串良町	福 祉 課	893-1693	肝属郡東串良町川西1543	0994-63-3131
錦江町	保健福祉課	893-2392	肝属郡錦江町城元963	0994-22-3044
南大隅町	町民保健課 介護福祉課	893-2501	肝属郡南大隅町根占川北226	0994-24-3125 0994-24-3126
肝付町	健康増進課 福祉課	893-1207	肝属郡肝付町新富98	0994-65-2564 0994-65-8413
中種子町	町民保健課(健康センター) 福祉環境課	891-3604 891-3692	熊毛郡中種子町野間6662 熊毛郡中種子町野間5186	0997-27-1133 0997-27-1111
南種子町	保健福祉課	891-3792	熊毛郡南種子町中之上2793-1	0997-26-1111
屋久島町	健康長寿課 福祉支援課	891-4207 891-4207	熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20 熊毛郡屋久島町小瀬田849番地20	0997-43-5900 0997-43-5900
大和村	保健福祉課	894-3192	大島郡大和村大和浜100	0997-57-2218
宇検村	保健福祉課	894-3392	大島郡宇検村湯湾915	0997-67-2211
瀬戸内町	保健福祉課	894-1592	大島郡瀬戸内町古仁屋船津23	0997-72-1111
龍郷町	保健福祉課	894-0192	大島郡龍郷町浦110	0997-62-3111
喜界町	保健福祉課	891-6292	大島郡喜界町大字湾1746番地	0997-65-3685
徳之島町	健康増進課 介護福祉課	891-7192	大島郡徳之島町亀津7203	0997-82-1111
天城町	けんこう増進課 長寿子育て課	891-7692	大島郡天城町平土野2691-1	0997-85-3111
伊仙町	地域福祉課 地域福祉課 子育て支援課	891-8293	大島郡伊仙町伊仙1842	0997-86-3111
和泊町	保健福祉課	891-9192	大島郡和泊町和泊10	0997-84-3526
知名町	保健福祉課 保健福祉課 子育て支援課	891-9295	大島郡知名町知名307	0997-84-3153
与論町	町民福祉課	891-9301	大島郡与論町茶花32-1	0997-97-3111

(参考) 鹿児島県内の市町村合併の状況

合併日	新市長村名	旧市町村名	合併後の市町村数
H16. 10. 12	薩摩川内市	川内市, 樋脇町, 入来町, 東郷町, 祢答院町, 里村, 上甕村, 下甕村, 鹿島村	88市町村(14市69町5村)
H16. 11. 1	鹿児島市	鹿児島市, 吉田町, 桜島町, 喜入町, 松元町, 郡山町	83市町村(14市64町5村)
H17. 3. 22	さつま町	宮之城町, 鶴田町, 薩摩町	79市町村(14市60町5村)
H17. 3. 22	錦江町	大根占町, 田代町	
H17. 3. 22	湧水町	栗野町, 吉松町	
H17. 3. 31	南大隅町	根占町, 佐多町	78市町村(14市59町5村)
H17. 5. 1	日置市	東市来町, 伊集院町, 日吉町, 吹上町	75市町村(15市55町5村)
H17. 7. 1	曾於市	大隅町, 財部町, 末吉町	72市町村(16市51町5村)
H17. 7. 1	肝付町	内之浦町, 高山町	
H17. 10. 11	いちき串木野市	串木野市, 市来町	71市町村(16市50町5村)
H17. 11. 7	霧島市	国分市, 溝辺町, 横川町, 牧園町, 霧島町, 隼人町, 福山町	61市町村(16市40町5村)
H17. 11. 7	南さつま市	加世田市, 笠沙町, 大浦町, 坊津町, 金峰町	
H18. 1. 1	鹿屋市	鹿屋市, 輝北町, 串良町, 吾平町	54市町村(17市32町5村)
H18. 1. 1	指宿市	指宿市, 山川町, 開闢町	
H18. 1. 1	志布志市	松山町, 志布志町, 有明町	
H18. 3. 13	出水市	出水市, 野田町, 高尾野町	52市町村(17市30町5村)
H18. 3. 20	奄美市	名瀬市, 住用村, 笠利町	49市町村(17市28町4村)
H18. 3. 20	長島町	東町, 長島町	
H19. 10. 1	屋久島町	上屋久町, 屋久町	48市町村(17市27町4村)
H19. 12. 1	南九州市	穎娃町, 知覧町, 川辺町	46市町村(18市24町4村)
H20. 11. 1	伊佐市	大口市, 菱刈町	45市町村(18市23町4村)
H22. 3. 23	姶良市	加治木町, 姶良町, 蒲生町	43市町村(19市20町4村)

II 県立病院局関係

県立病院は、地域の中核的医療機関として、地域に不足する医療や政策医療、高度・専門医療、救急医療などの提供に努めているところです。



(1) 令和5年度県立病院局予算の概要

区 分	令和5年度当初	令和4年度当初	伸 び 率
病 院 事 業	千円	千円	%
収益的収入及び支出			
病院事業収益	20,227,886	19,862,097	1.8
病院事業費用	22,254,938	20,750,147	7.3
資本的収入及び支出			
資本的収入	1,533,023	8,030,956	△80.9
資本的支出	2,177,863	8,598,368	△74.7

(2) 県立病院局の事務分掌

課名	係 名	事 務 分 掌
県立病院課	総務人事係	<ul style="list-style-type: none"> ・県立病院課の予算，決算，庶務等 ・県立病院局の人事，給与，企画調整，財産管理等
	業務管理係	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業の予算，決算，会計指導検査，資金管理等 ・病院の業務指導等
	経営企画班	<ul style="list-style-type: none"> ・病院事業の経営企画・安定化 ・第三次中期事業計画の進捗管理等

(3) 県立病院第三次中期事業計画

1 計画策定の意義・方針

これまでの経営改革の取組で、医療面・経営面とも相応の成果が得られたが、病院別にみると黒字化にまで至っていない病院がある。

また、今後の病院経営において、診療圏人口の著しい減少や少子高齢化に伴う人口構造や疾病構造の変化、深刻な医師・看護師等の不足や医師の働き方改革、診療報酬改定等の医療制度改革、終わりが見えない新型コロナウイルス感染症、さらには将来起こりうる新興感染症への対応など、大きな課題や不安定要因がある。

県立病院が持続可能な経営を確保し、限られた医療資源の中で、地域や他地域の医療機関との役割分担も図りつつ、地域に不足する医療や、新興感染症対応等を含む政策医療、高度・専門医療、救急医療などを提供するという県立病院としての重要な役割を継続的に担っていくために、総務省が令和4年3月に示した「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」や、本県が平成28年11月に策定した「鹿児島県地域医療構想」も踏まえながら、「県立病院第三次中期事業計画」を策定した。

2 計画策定の基本的な考え方

県立病院事業基本方針の基本的な考え方や改革の方策を踏襲しながら、中期事業計画及び第二次中期事業計画の総括や県地域医療構想における令和7年の医療提供体制のあるべき姿、さらには、病院を取り巻く諸課題などを踏まえ、各県立病院が主体的な考えのもと、地域における役割を明確にし、医療機能の一層の充実・強化や経営の更なる安定化を目指す。

3 計画期間

令和5年度から令和9年度までの5年間

4 県立病院事業の基本方針

地域の中核的医療機関として、高度・専門医療、救急医療、小児・周産期医療、精神医療、災害医療、感染症対策など、政策医療や不採算部門に関わる医療、地域に不足する医療などの機能の充実・強化を図る。併せて、人材の確保・養成にも取り組み、更なる医療の質の向上を目指す。

加えて、地域の医療機関や、地域外のより高度な・専門性の高い医療機関等との適切な役割分担と連携を図り、充実した医療提供体制の確立を目指す。

その上で、限られた医療資源を最大限活用しつつ、今後の診療圏人口の減少等にも備えながら、持続可能な経営を確保して、県立病院としての「公共性」と地方公営企業としての「経済性」の両立を図る。

5 県立病院の目指すべき将来像（目標）

各県立病院は病院の将来像の実現に向けて、医療面・経営面の目標を設定し、計画期間中に目標達成のための様々な改善方策に取り組む。

[医療面]

(1) 地域医療構想等を踏まえた医療機能の充実・強化

県地域医療構想に沿って、立地条件や、診療圏人口の減少に伴う患者減や高齢化の進行による疾病構造の変化等も踏まえた患者の状況、自院や地域の医療機関の機能の違いなどを踏まえながら、他の医療機関等との連携を図りつつ、高度急性期医療や急性期医療、回復期医療など地域に必要な医療提供体制の確保を図り、県立病院としての役割を担う。

(2) 機能分化・連携強化、地域包括ケアシステムの構築

地域の中核的医療機関として、地域医療連携室の組織・機能を充実し、地域のかかりつけ医や、回復期機能・慢性期機能を有する医療機関、高次の医療機能を有する医療機関との役割分担や連携強化により、自院の役割に応じた適切な医療を提供するとともに、患者数の確保を図る。

また、へき地医療を支援するため、へき地診療所等への代診医の派遣等に取り組むなど、地域の実情を踏まえながら、県立病院の医療資源も勘案しつつ、必要な取組の検討を行う。

(3) 新興感染症の感染拡大時等に備えた平時からの取組

新型コロナウイルス感染症への対応経験を踏まえ、新興感染症発生時において迅速にゾーニング及び人員体制を確保し、必要な感染防止対策を講じながら、感染患者の入院受入れ等に対応するとともに、なおかつ地域医療において中核的な役割を担っているという観点から、一般診療も並行して維持できるよう、平時から関係機関との連携の構築や感染管理認定看護師等の人員確保等に努める。

(4) 人材の確保・養成

医療機能の充実等を図るため、鹿児島大学医局への派遣要請や自主採用等により、医師等の確保に努めるとともに、専門医や認定看護師等の資格取得を支援し、計画的な人材養成に努める。

また、大島病院を基幹病院としつつ、「鹿児島県立病院研修病院群」による研修プログラムにより、臨床研修医の受入れを積極的に行うとともに、新専門員制度における各種研修施設の指定を受け、義務履行期限内の地域卒医師をはじめとする医師の受入れに努める。

(5) 医師の働き方改革への対応

時間外労働の縮減を図り、原則としてA水準（年960時間以下、月100時間未満）を目指す。

(6) デジタル化への対応

電子カルテ等の円滑な運用及び更なる改善を図るとともに、マイナンバーカードの健康保険証利用への対応や、遠隔画像診断の積極的な活用等を図り、医療の質の向上や患者の利便性の向上、並びに働き方改革の推進及び病院経営の効率化を推進する。

病院がサイバー攻撃の標的とされる事例が増えていることも踏まえ、情報セキュリティ対策を徹底する。

(7) 施設・設備の適正化

可能な限り長寿命化を図りつつ、必要に応じた施設の整備を行う。

(8) 患者サービスの向上

職員の接遇改善や患者の待ち時間の短縮、その他寄せられた意見・要望等への迅速な対応に努めるとともに、地域医療連携室を中心に患者相談体制の充実等に努めるなど、患者サービスの向上に努める。

(9) 県民への普及啓発活動の推進

広報誌の発行等により、病院が提供している医療機能について、県民への周知に努めるとともに、県民を対象とした医療講座や健康講座の開催等による医療情報の普及啓発等に努める。

[経営面]

(1) 収支目標

経常収支及び資金収支が黒字の病院は黒字の維持、赤字の病院は計画期間中の黒字化

(2) 一般会計からの繰入金の基準

国の指導基準の範囲内

(3) 累積欠損金の解消

解消・縮小に向けて最大限努力

○ 令和5年度 事業の概要

事業名	県立病院整備事業
-----	----------

(所管：県立病院課)

継続（昭和39年度～）

1 目 的

県立病院が地域の中核的医療機関としての機能を十分発揮できるように施設・設備，医療機器を整備する。

2 内 容

事業区分	事業主体	事業内容	負担区分
県立病院施設整備事業	県	医療機能の充実，患者サービスの向上に必要な施設・設備を整備する。	病院事業特別会計 10/10
県立病院医療機器整備事業	県	医療機能の充実・強化に必要な医療機器を整備する。	病院事業特別会計 10/10

3 予 算

事業区分	総事業費	県 予 算 額			備考
		5年度当初	4年度当初	対前年比	
県立病院施設整備事業	千円 918,195	千円 918,195	千円 361,467	% 254.0	
県立病院医療機器整備事業	670,018	670,018	1,495,709	44.8	
新薩南病院整備事業			6,152,031	皆減	
計	1,588,213	1,588,213	8,009,207	19.8	

4 令和5年度実施計画及び事業実績

事業区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
県立病院施設整備事業	鹿屋：地域医療連携室執務室拡張整備工事 大島：病院院内証明LED化工事 北薩：病棟等改修工事 始良：管理外来棟，厨房サービス棟内装等リニューアル工事等	大島：電話交換設備交換工事 北薩：病院建屋防水工事（手術室屋上他） 始良：5病棟空調設備等更新工事等	大島：院内保育所新築及び南側駐車場外構工事 北薩：病院建屋防水工事（4階） 始良：8病棟内装等リニューアル工事等

事業区分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
県立病院医療機器整備事業	鹿屋：MRI装置 大島：手術用顕微鏡システム 薩南：電気メス 北薩：ガンマカメラ 始良：経頭蓋治療用磁気刺激装置 全病院：庶務事務システム用パソコン等	鹿屋：CT撮影装置 大島：ICU・ER部門システム 薩南：内視鏡システム 北薩：上部消化管汎用ビデオスコープ 始良：ベッドサイドモニタ 全病院：診療情報電子化システム更新等	鹿屋：X線透視装置 大島：手術室情報システム 薩南：ポリグラフ 北薩：全自動X線CT診断装置 始良：自動散薬分包機 全病院：医事会計システム更新等
新薩南病院整備事業		新薩南病院建設工事 医療機器の整備	新薩南病院建設工事

5 その他参考事項
 < 県立病院の状況 >

病院名	種別	病床数 (床)	診療科目	患者数(5年計画)	
				入院 (人)	外来 (人)
鹿屋医療センター	一般感染症	150	内科, 循環器内科, 外科, 消化器外科, (整形外科), 脳神経外科, 小児科, 産科, 婦人科, (耳鼻咽喉科), <u>放射線科</u> , 麻酔科 12科	39,564	49,346
大島病院	一般感染症 結核	269	内科, 循環器内科, 消化器内科, 脳神経内科, 外科, 消化器外科, 整形外科, 脳神経外科, <u>精神科</u> , 小児科, 皮膚科, 泌尿器科, 産婦人科, 眼科, <u>耳鼻咽喉科</u> , <u>放射線科</u> , 病理診断科, 救急科, 歯科口腔外科, 麻酔科 20科	81,963	112,439
薩南病院	一般感染症 結核	150	内科, <u>血液内科</u> , 循環器内科, 消化器内科, 人工透析内科, 外科, 消化器外科, <u>放射線科</u> , 産婦人科, 麻酔科, 小児科, (整形外科) 12科	39,613	50,416
北薩病院	一般感染症	75	内科, 呼吸器内科, 循環器内科, <u>消化器内科</u> , 神経内科, (外科), <u>脳神経外科</u> , 小児科, <u>放射線科</u> 9科	14,154	39,124
始良病院	精神	267	精神科, <u>歯科</u> 2科	92,259	25,214
計		911	55科	267,553	276,539

注1：診療科目の()は休診, ____は外来のみ(週2日など)または入院患者のみである。(R5.4.1現在)

注2：薩南病院については, 令和5年5月8日の新病院開院後の体制を記載している。